

令和8年 多賀町議会3月第1回定例会再開会議録

令和8年3月4日(水) 午前9時30分開会

◎出席議員(9名)

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番				9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員(0名)

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保	久良	君	福祉保健課長	林	優子	君
教育長	青木	靖夫	君	産業環境課長	野村	博	君
会計管理者	岡田	伊久人	君	地域整備課長	飯尾	俊一	君
企画課長	藤本	一之	君	学校教育課長	伊東	瑞江	君
総務課長	本多	正浩	君	教育総務課長	谷川	嘉崇	君
税務住民課長	小菅	俊二	君	生涯学習課長	竹田	幸司	君

◎議会事務局

事務局長 大岡 まゆみ 書記 西村 俊之

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和8年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名せず、開会時の指名議員といたします。

○議長(富永勉君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、9番、神細工宗宏議員の質問を許します。

9番、神細工宗宏議員。

[9番議員 神細工宗宏君 登壇]

○9番(神細工宗宏君) 議席ナンバー9番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして1件質問させていただきます。

質問1、公共トイレの改修についてであります。

多賀町内にはいくつかの公共トイレおよび公共施設内のトイレが有りますが、和式しかないトイレ、男女の区別のないトイレが存在します。大滝地区には富之尾のバス停に、建設時は主に小学生、中学生のために建てられたものと理解していますが、男女の区別もなく、男子用の小便器は良しとしても、あとは和式のトイレしかなく、学生の使用はほとんどないと聞いております。最近では、三社参り等で年間たくさんの方が歩いて大滝神社まで来られます。終点となったバス停でもあり、バスの利用者が利用するといった機会も多くなり、一番落ち着くトイレで嫌な思いをさせられるのも多賀町のイメージダウンになると思います。また、佐目と大君ヶ畑の間の高室山登山口のトイレも、1つは洋式化されていましたが、使用禁止になっていました。いつから使用禁止になっているかについてもお伺いしたいと思います。登山、ハイキングに来られる多くの町外の方に少しでも気持ちよく使用していただき、多賀のイメージアップを図ることが重要だと思います。

そこで質問させていただきます。

多賀町内に公共トイレと公共の体育施設のトイレが何か所あるか。また、洋式化されていない箇所がどれだけあるかお教えてください。

問2、公共トイレの洋式化の予定があるか、お聞かせください。

問3、公共トイレの管理体制はどのようになっているか、お聞かせください。

よろしく願いいたします。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 神細工議員の公共トイレの改修についてのご質問にお答えいたします。

①、まず多賀町として管理しているトイレで、ご質問の趣旨にあります外部の方も利用いただける施設は、庁舎、ふれあいの郷、川相支所、中央公民館多賀結いの森の4か所の施設内のトイレがあり、施設外のトイレにつきましては、町長部局では役場前バス停トイレ、多賀大社前駅トイレ、多賀公園、四手公園、結いの森公園の3つの都市公園内のトイレ、高取山ふれあい公園の施設内トイレ、教育委員会部局では、富之尾、萱原の通学バス・バス停トイレ、合わせて12か所、社会体育施設ではB&G海洋センター、フィットネスカルチャーセンター、町民グラウンド、滝の宮スポーツ公園、グラウンドゴルフ場、大滝武道館の6か所となっております。また、町の財産ではございませんが、清掃費等を支出しているトイレとして、ご指摘いただきました佐目トンネル前のトイレ、また今年度整備されました南後谷区の高室山登山者用のトイレがございます。次に、全く洋式化されていないトイレにつきましては、役場前のバス停トイレの男性トイレ、多賀公園の男性トイレ、四手公園の男女共用トイレ、富之尾、萱原の通学バス停トイレ、大滝武道館となっております。

②、トイレ洋式化改修の予定でございますが、具体の施設ごとの年度整備計画は策定しておらず、施設全体の老朽度や故障時、また利用目的や使用頻度、予算規模などを考慮し、更新予算をお願いさせていただくこととしております。直近の状況としましては、今年度B&G海洋センターの女子トイレにつきましては、利用状況や要望を受け、洋式化の工事を実施させていただきました。また、ご指摘いただきました通学バスのバス停トイレにつきましては、令和8年度当初予算におきまして、富之尾のバス停トイレにつきましては、子どもたちの利用状況を踏まえ、洋式化できるよう予算を上程させていただいているところです。また、令和9年度は、萱原バス停トイレの洋式化を計画しております。なお、議員ご指摘いただきました、トイレを気持ちよく使用いただくこと、洋式化、多目的トイレの併設など、観光で来ていただく方を含め、誰もが使いやすいトイレに再整備、更新していくことにつきましては当然であると考えておりますので、先ほども申し上げましたが、利用目的や使用頻度、予算規模など、町予算状況も考慮し、更新、予算化してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ます。

③、管理体制でございますが、それぞれに設置目的があり、各施設の設置、管理下において、施設や地域の状況も考慮し、清掃等の委託先を選定し維持管理している状況であります。各観光施設のトイレにおきましては、各観光施設管理者において維持管理されていると承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。多くの公共トイレならびに体育施設内、あるいは多賀町の保有している施設に多くのトイレがあるということですが、新しくできたところは洋式化がかなり進んでいると思いますけども、古くからあるトイレについては和式しかないところが多いように思います。令和8年度には富之尾のトイレの洋式化、令和9年度には萱原のバス停の洋式化という話でしたけども、高室は多賀町が管理していないトイレとなるんですか。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

佐目のトンネルのところのトイレだと思うんですけども、私も経過を調べましたら、トンネルのあそこの工事をされたときに、その工事現場の方用にトイレを造られたというのがきっかけでして、その後、そのトイレを撤去するのはどうかというようなことの話の中で、その今おっしゃっていただきました高室登山の方が利用できるのではないかという話の中で、そのトイレを残されたと聞いておりますので、実際その町の財産ではなくて、そういう経過もあって今、残っているということでございます。清掃につきましては、大佐谷愛護会という会で佐目の方に清掃等お願いをしております、その費用につきましては公共性もあるということで、一定、役場の方でご負担をさせていただいている状況でございます。ご質問の中にありました、今、洋式化のトイレが使用禁止になっているというようなことも、私、その管理者の方にお聞きしまして、どうもそのトイレでいたずらがよく発生してまして、もうトイレにトイレットペーパーを詰まらされたりとかいうことがありまして、5、6年前に警察の方に相談をされたら、もう閉められたらどうですかというようなことで、その管理者の中でそういうことをアドバイスしていただいたので今現在閉めていますというようなことでしたので、ちょっと私も、登山客の方が増えておりますので、その辺どう対応していったらええかということについてはその管理者の方とも相談させていただいて、よりよい方向に変えさせていただきたいとは考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。高室のトイレについては、私も行ったときに、整備とかメンテナンズされている方がおられまして、いたずらされてこんな状態やということを知って、もうそれからずっと閉鎖されてるのかなというふうに思

いました。私を感じたのは、あちこち見に行ったのが1月でしたんで、まだ雪のある状況でした。その中で、あそこの洋式トイレは使えないとしても、ほかのところの洋式トイレでも、洋式化されていても1月のあの寒い時期に陶器の便座に座るのにはかなり勇気が要るのかなというふうに感じています。そこで、富之尾のバス停の改修と萱原のバス停の改修ですけども、どのような形のを整備するのかお聞かせください。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの富之尾のバス停トイレの改修内容についてのご質問でございますが、教育委員会管轄のバス停トイレでございますして、来年度、富之尾のバス停を予定してありますが、一応、洋式化ということですが、今おっしゃったような便座を温めるようなものは付ける予定はしておりませんでした。ですが、今おっしゃったようなことも含め、この後、また検討はさせていただけたらというふうには思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。検討していただけるということで、今ある洋式トイレはほとんどが陶器製のトイレでして、かなり用を足したいときには非常に助かりはするんですけども、冬場とかはあまり気持ちよくは使用できないのかなというふうには感じております。電気の問題とかもありますけども、暖房だけの機能を付ける、上だけ替えるというものと、昨日もちよっと調べてたんですけども、1万円弱であるようなサイトもありましたし、ウォシュレットとかあそこまでは要望いたしませんけども、今の幼稚園とか保育園に行かれてる子どもというのは、和式ではよう用を足せない児童が多くおりますので、少しでも、どこへ行ってもそういうお子さん連れの方でも心配なく利用できるトイレというのが理想かと思っておりますので、今の和式にしてあるところも、できるだけそういう便座だけを替えて安価で改造できるような形で検討していただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ご指摘ありがとうございます。やはりトイレが洋式化するだけでなく、今おっしゃっていただきましたように気持ちよく使っていただくということも大事ですので、そのような観点から設計等も今後していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。計画的な、和式を洋式化する計画はないということでしたけども、今後、一度にいろいろ和式を洋式に替えると便座から交換しなきゃいけないんでかなりの費用がかかりますので、年度年度で計画的に洋式化を図っていくような取組をしていただきたいと思いますので、その点はいかがでしょう。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ご指摘ありがとうございます。今ちょっと各所管に、今申し上げましたようにトイレの管理が分かれておるというのもあって、一旦、現況についても取りまとめて、どのところが一番老朽化してるとか早急にしなければならないとかというのがありますので、一旦各課、寄らせていただいて優先順位を付けて計画的にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。やはり観光客とかそういう方に対しても非常にデリケートな問題かと思ひますけども、観光客を受け入れる体制としても非常に大事なことかと思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（富永勉君） 次に、3番、大谷重温議員の質問を許します。

3番、大谷重温議員。

〔3番議員 大谷重温君 登壇〕

○3番（大谷重温君） 議長の許可を頂きましたので、これより質問をさせていただきます。まず最初に、長年の念願でありました多賀小学校の多賀福祉会館から動橋への通学路の舗装の整備が完成いたしました。毎日248名の多くの児童が安心して通学できる道になりました。誠にありがとうございました。

それでは質問させていただきます。本日、多賀勤労者体育センターの跡地利用についてと家庭ごみの減量のための対策についての2点を質問いたします。

まず1つ目、多賀勤労者体育センターの跡地利用について質問いたします。

多賀勤労者体育センターの解体処理が完了し、約5,500㎡の広大な多賀町保有の更地が生まれました。場所的にも多賀町の玄関、多賀大社前駅にも近く、絵馬通りの活性化など、今後の活用方法に大きな期待が高まっております。そこでお尋ねいたします。

1、広く一般町民の皆さんへの告知の計画はございませんでしょうか。

2、いろいろな分野でご活躍されている有識者を含むプロジェクトチームの立ち上げが必要かと思ひますが、いかがでしょうか。

3番目、跡地利用に大きなネックと考えられるのは、アクセス道路の件です。進入道路では太田川の堰堤の道路と多賀大社前駅から多賀町所有の駐車場の脇の道路を利用するしかないと思ひますが、どちらも道路幅が狭く、多くの人利用するには不便な道路だと考えますが、進入道路について具体的な対策はお考えでしょうか。

以上の3点です。よろしくお願ひいたします。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 大谷議員の多賀勤労者体育センター跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、当該土地につきましては、多賀町の玄関、多賀大社前駅にも近

く、絵馬通りの活性化、1月末に上下線供用開始いたしました多賀スマートインターチェンジにも比較的近く、また今後整備が計画されております国道8号バイパスにも近い立地となり、多賀町の将来のまちづくりを考えるうえで重要な場所であると認識しております。観光、商業、医療、教育など様々な観点から、多賀町の中長期のまちづくり、人口ビジョンなども見据え、調査、研究していく必要があると考えているところです。

以上を踏まえ①のご質問でございますが、活用を考えていく過程においてご指摘の、住民の皆様、議会の皆様と共に丁寧に協議し進めていく必要があると考えておりますので、広く住民の皆様のご意見を聞かせていただきたいと考えております。時期的なことに関しましては具体的に決定しておりませんが、来年度から企画課の方に所管を変えまして、より具体的に課題を洗い出し、将来を見据えた活用計画を考えていくこととしておりますので、住民の皆様へのアプローチについてももしっかり検討していきたいと考えております。

②の有識者を含むプロジェクトチームの設置についてであります。活用に向けての取組を進める中で、有識者のご意見も聞き、よりよい活用を図ることは当然であると考えております。4月以降、具体の進め方を検討していく中で、プロジェクトチームの構成、設置時期についてももしっかり検討し進めてまいりたいと考えております。

③のご質問についてでございますが、具体の土地利用が現在何も決まっておりません状況ですので、アクセス道路について検討段階には至っておりません。今後、具体の計画を策定していく中で、現状を把握し、課題を洗い出さないとはいけませんので、ご指摘の道路課題についても当然調査し、必要な対策を図る必要があると考えております。今後設置予定のプロジェクトチームにおいて、検討を重ねてまいりたいと考えております。

今後におきましても、議会の皆様にも現状の把握と課題の洗い出しなど、ご意見を伺いながら取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。どちらにしても袋小路のような土地ですんで、利用方法とともに、どうしてもアクセス道路を同時に進行していかないと、どういう形になっても利用する方法がなかなか難しいとは思いますが、国道306で広域農道、県道の224号線、いわゆる都計道路からのアクセスがどうしても必要だと思うんですけど、そうなりますと、絵馬通りからのアクセス道路にしたって、今の町所有の駐車場、あれの一部を削って道路幅を広げるような工事、多賀大社前駅のどこか一部を抜いていくような大幅な工事が必要かと思うんですけど、やっぱり同時に利活用の面と同時進行でやっていかないと、何年かかるか分からんような話になると思いますんで、その点はいかがでしょうか。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるように、道路というものが非常に重要になってきます。昔からと
いうか、以前からトライアングル構想等ありまして、あそこの駅前周辺の整備につい
ては、どうしていくべきかというのがずっと問題になってきております。8号バイパスも
いずれ多賀町を通ることになりますし、スマートインターも出来上がったということも
ありまして、それらを全て有効活用していくためには、やはりどこかで道路というもの
は避けて通れないというか、非常に重要なパーツと考えてますので、それを含めて、道
路も含めまして、あの駅周辺の開発というものは考えるべきかなと思っております。体
育館の跡地を単体で考えるのではなくて、駅周辺の広域的な整備というものを考える必
要があるということで、来年度以降、企画課でも検討はさせていただきますし、また各
課、協力いただきながら横断的な事業の考え方というのは必要になると思いますので、
今まだ具体的なお話ができないのは非常に申し訳ございませんが、そのような考え方で
今は進めようとしております。

以上です。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。どちらにしましても、第6次多賀町総合
計画の中にも、多賀大社前駅、スマートインターチェンジ、胡宮を含むサービスエリア
を面として、地域の魅力を向上させる取組を推進するということがうたわれております。
そのようなことから、多賀勤労者体育センターの跡地利用は、今後の観光資源として、
多賀大社に参拝するほとんどの人が多賀大社に参拝してそのまま帰ってしまうという現
状を、絵馬通りまで散策していただいて、多賀のまちに長く滞在してもらうようにする
ために大変重要な役割を担う可能性がありますので、ぜひとも早急に利活用の推進をお
願いたしたいと思っております。それで第1問目、終わらせていただきます。ありがとうご
ざいます。

続いて質問の第2ですけど、家庭ごみ減量のための対策についてお伺いいたします。

彦根市と多賀町、甲良、豊郷、愛荘の4町で整備を進めている広域ごみ処理施設の整
備事業ですが、彦根市の市長が代わるたびに方針が変わり、場所、処理方式、その他、
遅々として進まない状況です。現施設の老朽化もかなり進んでいるとお聞きしておりま
す。そこで、町の対策として家庭ごみの減量に取り組む必要があると考えます。そこで
お伺いいたします。

1、家庭ごみの中の生ごみの占める割合は何%でしょうか。

2、生ごみを各家庭で処理する方法として、家庭用の小型コンポストがいろいろなメ
ーカーから発売されておりますが、家庭ごみから堆肥ができ、省エネ効果も期待されて
いますけど、購入費を多賀町で一部負担することは考えられないでしょうか。

以上2点です。よろしくお伺いいたします。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 大谷議員のご質問、家庭ごみ減量のための対策について、お答えいたします。

1点目の家庭ごみの中での生ごみの占める割合についてであります。統計的には全国ベースで約4割と言われております。4割でございます。議員のお考えでは、多賀町の割合を求められているものと推察しますが、処理施設であるリバースセンターへの搬入を構成市町ごとで管理は行っているものの、搬入後は混在となり、各町ごとでの水分量は把握できないところでございます。しかしながら、構成市町全てを合わせた令和6年度実績では、生活系生ごみを含む水分量は42.51%で、また乾燥後の厨芥類（生ごみ）は14.37%となっております。生ごみの占める割合は全国ベースより下回ると想定できますが、約4割程度とご理解いただきたいです。

次に、2点目の家庭用小型コンポストの購入への助成についてであります。多賀町においても、平成11年から平成30年の間、生ごみ処理容器購入補助金制度を設け、ごみ減量に対する機運の醸成に努めていた経緯がございますが、この間の後半期には、毎年6件程度の実績、また近年でもお問合せが毎年1件程度であり、現在、購入に対する助成はないところでございます。しかしながら、環境行政、取り分けて塵芥処理費をいかに抑えるのか、ごみの減量化は大きな命題であります。混ぜればごみ、分ければ資源を基軸にスキームを検討する中で、令和8年度から新たな分別方法と生ごみをたい肥化する段ボールコンポスト講習会の充実に取り組みたいと考えており、また議員が特に着眼されております生ごみについても、引き続き生ごみのひとしぼりによる減量啓発に取り組めます。また、このたびの議員ご質問の本旨であります家庭用の小型コンポストにつきましては、生ごみの減量化、コンポストを活用した減量と堆肥としてのリサイクル、またリバースセンターでの処分過程の負荷軽減なども視野に入れて前向きに調査研究を進めたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員ご質問の家庭ごみ減量のための対策についての答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。これ、テレビで何度か放送されていましたが、東京の八王子市がごみ収集を有料化したところ、可燃ごみ、不燃ごみ共に40%ぐらい減量したそうです。その要因の1つが、各家庭で生ごみの処理器とか段ボールコンポストなどを利用した結果だと言われております。私事ですけど、家庭菜園しております。畑の片隅に手製の大きなコンポストを置いております。生ごみはそのコンポストで全部処理しておりますが、多賀町独自の施策として、ごみの減量化のために生ごみの処理器の購入への補助金制度を、大幅にじゃないけど、大々的に取り組んでいくようなことは考えておられませんか。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） お答えいたします。先ほど答弁させていただいたとおり、やはりごみの減量化に効果的、また処理施設の負担軽減を考えますと、十分前向きに考

えるべき件と認識しております。ただ、こちらの方、検討させていただくに当たり1つ懸念となりますのが、あくまでごみの減量化に対する助成という仕組みをしっかりとつくっていききたいところでございます。今、議員がお話しされたように、堆肥をまた再利用というところができる方も当然おられるかと思うんですけども、近年の新しく宅地開発がされたところ、そちらの方についてはやはり生ごみを捨てる場所がない、生活環境の改善というところなのか、ごみの減量化なのかというところはやはり考えていききたいところではございますが、前向きに検討させていただくということでご理解いただきたいです。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。ぜひ、多賀町独自でそういう補助金制度でコンポストを増やして、これだけの多賀町で成果が出ましたよというなことを、ほかの彦根市とか犬上広域の市町へ提言するというんですか、結果を出して、みんな処理ごみ減らしましょうよというような取組も必要やと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） お答えいたします。

確かに、今のスキーム、制度設計をされて実行させていただければ、当然、数値の方とも追従して把握していききたいところでございます。先方の一部事務組合としての議会の裁量があるかと思えますけども、これから今言われているような10年後のことを踏まえまして、事務方レベルでも協議の方に諮ってまいりたいとは思っています。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 私から答えさせていただきます。

大谷議員、最初、ごみ焼却施設の建設、本当にもう二転三転して、これからもう10年近くかかって建設に向けて進められるであろうと。まだ何も、どんなもんを造るかまだ決まってませんので、ほんでもう10年以上になるか分からん。期間が長くなればなるほど建設コストが上がってまう。やっぱりある程度、370から80億円ぐらいに抑える必要がある。そうすると、やっぱりごみの減量、リサイクル、これをこの10年間の間に1市4町で必ずそれを目標を定めてやっていかんと、コンパクトな建物が、焼却施設、今思ってるよりかなりコンパクトな建物を建てる必要がある。やっぱり、もう1市4町でごみを減らす、そして鉄やらそういうもんでももう粗大ごみに出さんとこれをリサイクルしていく、やっぱりそういうような取組が、本当にもうこれやらんとごみの焼却施設が建てられないという、本当にもう目の前に迫った大きな課題ということが私思ってますので、燃えるごみの4割を占める生ごみ、これをいかにどう町内で各市町の中で完結するか。それやったら、もう段ボールコンポスト、それでもし畑がない方やったら生ごみ処理機、そういうようなのも使う必要があるのかなと思ってます。それでごみをできるだけもう利用して、ごみは出さない、こういう取組、そしてひとしぼり運動、そういういろんな諸々の取組を、やはりこの10年の間に今まさしくやっていかないと、

検討してるようなところではないと。これを実際に取り組んでいく、やはり1市4町でそういうようなしっかりとした思いを持って取り組む必要があるのかなと思ってますので、まず多賀町からこういう取組を、課長、進めていかなあかんと思いますので、頑張りましょう。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。私、ちょっとこれは実現可能かどうか分かりませんが、これ彦根市の方針がコロコロ変わっていつになったらごみ施設ができるんか分からへんのんならば、多賀町独自でごみ減らして、独自の小さなごみ処理場を造るようなことは考えられませんかでしょうか。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今は1市4町で取組をやってますので、やっぱり1町でやると国からの交付金とかそういうのが多賀町の単独の費用になると思いますので、広域でやって広域のメリットを生かすような取組が必要であるのかなと思ってます。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。ぜひ、もう積極的に生ごみを減らす、そのためにコンポストに対する助成をしていただくということをぜひとも実行していただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富永勉君） 次に、1番、小島櫻議員の質問を許します。

1番、小島櫻議員。

〔1番議員 小島櫻君 登壇〕

○1番（小島櫻君） 1番、小島櫻です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず大きな1つ目です。多賀町の体育施設利用の改善に向けた進捗と今後の方向性についてお尋ねいたします。

令和6年12月定例会におきまして、多賀町の体育施設の利用について、一般利用者がより利用しやすくなるよう改善策を検討できないかとの一般質問をさせていただきました。その際、町からは、学識経験者や町内スポーツ団体の関係者などで組織する多賀町生涯スポーツのあり方検討委員会を開催し、本件をはじめ町のスポーツに関する諸課題について、利用者目線に立った検討を進めていきたいとの前向きな答弁を頂いたところです。あれから1年以上が経過しました。これまでの検討がどこまで進み、今後どのような形で改善が具体化されていくのか確認することが今まさに重要であると考えます。そこで、以下4点についてお尋ねをいたします。

1番、生涯スポーツのあり方検討委員会の取組状況について。

①番、多賀町生涯スポーツのあり方検討委員会のこれまでの開催回数と開催時期は。

②番、これまでの委員会では、体育施設の利用改善に関してどのような課題や論点か

主に議論されたのか。

2番目、体育施設利用に関する具体的改善策の進捗について。

①、体育施設の利用時間について、1時間単位での利用設定や利用時間の拡充は現在どの段階まで検討が進んでいるのか。

②番、地域団体やスポーツ少年団等の学校体育施設への移行について、現時点で実際にどの程度の団体が移行しているのか。

3番、管理・運用ルールおよび指定管理者との調整状況について。

①番、団体利用によるグラウンドと体育館の重複予約について問題視されてると把握しており、現在どのような防止策が取られているのか。

②番、公共体育施設の共用スペースの利用に関するルールの明確化や、現場での指導はどのように行われているのか。

③、これらの運用改善に当たり、指定管理者とはどのような役割分担や協議を行ってきたのか、この1年間の調整内容を教えてください。

最後の4番、今後の方向性とスケジュールについて。

条例の見直しについて、早急な対応が難しいとされていた課題に対し、今後の検討の方向性のスケジュールを教えてください。

以上です。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

〔生涯学習課長 竹田幸司君 登壇〕

○生涯学習課長（竹田幸司君） 小島議員の多賀町の体育施設の利用の改善に向けた進捗と今後の方向性についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の生涯スポーツのあり方検討会の取組状況についてですが、委員会は主に学識経験者、体育・スポーツの諸団体の関係者、学校関係者、社会体育施設の指定管理者で構成されているところでございます。ここ2年間の開催回数は、令和6年度では12月と3月の2回、令和7年度では8月と2月の2回開催し、委員会設置要綱の第2条の目的に基づき、主に次の2つの課題について議論しています。1つ目は、学校体育施設および社会体育施設のルールの見直しなどの利活用に関すること、2つ目はスポーツ関係団体の活動促進のための体制の構築についてです。体育施設の利用改善に関しては、利用時間の細分化や熱中症対策における早朝利用や利用時間の拡充を行うなどの見直しも必要ではないかのご意見を頂いており、町としても利用に関する諸問題の提起も行っているところでございます。

2つ目の体育施設の利用に関する具体的改善策の進捗状況についてですが、体育館の利用時間の細分化と拡充については、近隣市町の状況を報告しつつ、慎重に議論を重ねています。長年にわたり、スポーツのニーズの多様化や、現在の社会情勢に適用可能なルールの見直しが不十分であったことで、まだまだ検討を要する状況であり、さきの2月に行った委員会においていくつかの具体案を示したものの、継続的な審議となってい

る状況です。地域団体やスポーツ少年団等の学校施設の移行については、比較的予約のしやすい学校体育施設に自主的に利用拠点を変更する団体もあり、今後、社会体育施設や学校体育施設の利用に関する改善策を確立させつつ、時期を定めて一斉に進めていく必要があると考えております。

3つ目の管理・運用ルールおよび指定管理者との調整状況についてですが、1つ目の利用団体によるグラウンドと体育館の重複予約は、一般利用者の施設利用を制限するものであるため、本町としましても課題であると捉えております。このため、個々に話合いを行っていますが、現在、重複予約を禁止する明確なルールがなく、運用が曖昧になっていることから、一定、施設予約の制限を設けるなどの検討が必要であると考え、あり方検討委員会における協議の内容に含めて進めているところでございます。2つ目の施設の空きスペースに利用団体の備品が置かれている件については、多賀町社会体育施設管理運営規則と多賀町立小学校および中学校の施設の開放に関する規則において、備品等の設置については施設管理者の許可を得たもののみを認める規則改正を行いました。3つ目のこれらの運用改善に際して、指定管理者との役割分担や協議についてでございますが、月1回定期的に町と指定管理者で会議を行い、利用者からの声を共有し、改善を図るように努めるとともに、先日のあり方検討委員会に委員として参加いただき、体育施設のルールの見直し等について議論を頂いているところでございます。

4つ目の今後の方向性とスケジュールについてですが、さきの議会でも申し上げましたとおり、利用者や関係者との調整、指定管理者との指定管理料などの調整、使用料条例の見直しなど多くの課題が残っており、早急な改善は難しいところでございます。しかしながら、管理者の視点だけではなく、利用者の視点に立ったきめ細やかな対応と改善が必要であると認識しており、令和8年度はさらなる内容の精査、またあり方検討委員会での協議を加速化し、令和8年度内をめどに条例を含めた関係例規の見直しを行い、利用改善を行いたいと考えています。体育館の利用改善は、令和6年12月において議員ご質問のとおり、一般利用者の利便向上だけでなく、地域団体や青少年の健全育成、健康増進、コミュニティづくり、さらには多賀中学校の部活動改革にもつながる重要な問題であると認識しております。引き続き、生涯スポーツのあり方検討会をはじめとする関係者の皆様と十分に協議を進めながら取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。このように、体育施設の利用をもっと良くしていこうという議論をしないといけないというのが、まずもってたくさんの方が体育施設を利用しているということに喜ばしいことだなというふうに思っていますし、それに前向きに検討していただいて、改善すべきところを進めていただいている点は非常にありがたいなと思って聞かせていただいております。

まず1つ目の質問のところ、検討委員会の開催回数が年2回ということなんですけ

ども、ちょっと少ないかなと思いました。もう少しスピードアップして決めていただけたらなというふうに思っているので、この今年度の4月以降、令和8年度のこの開催予定はどれぐらいの頻度でされる予定があるかとかというのが分かれば教えてください。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 令和8年度の多賀町生涯学習のあり方検討委員会の開催の予定でございますが、年6回程度予定をしているところでございます。そのうち3回につきましては利用方法の見直し、また残りの3回につきましてはスポーツ推進計画、10年ごとに立てる計画がございますので、こちらの計画に先ほど申しました利用改善等も反映をさせつつ、令和8年度は6回開催をさせていただきたく思いますし、それと併せてなんですけれども、使用料条例等の改正を予定している中で、例規の見直しをする必要がございます。令和8年度の当初予算にて例規の見直しの予算も図りながら、速やかにスピード感を持って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。大分、令和8年度は前向きに進んでいきそうなので、具体的に例規の見直し等をしていただけるということですので、まだまだ課題はあるとおっしゃっていましたが、一段と進んでいくことを期待しております。

その中で、利用時間等の細分化とか、先ほど熱中症の対策でのこの利用できる時間帯の見直し等のお話をさせていただいたんですけども、このあたりを近隣地域の事例を見ながらというふうにおっしゃっていたんですけども、多賀町のこのスポーツのあり方検討委員会で委員に検討いただくところと、それから多賀町が牽引していく部分というのが分かれていくところではあるかと思うんですけど、その辺りというのは委員と多賀町側で、もうこうしていきましょうというここの区分けというか、そこはしっかりやっていたらいいんじゃないでしょうか。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 基本的にはですが、施設の利用時間や利用方法、また予約方法の見直し等につきましては、町の方が牽引してやっていく必要があるというふうに考えております。しかしながらでございますが、あり方検討委員会のメンバーにスポーツ関係の団体また指定管理者の方が入っていただいております。スポーツ関係の団体につきましては施設の利用者でございますし、指定管理者につきましては一番身近で利用者に寄り添って運営をしているところでございますので、そういったところの意見を十分に反映させながら、町の方で牽引はしていくんですけど、十分に意見を反映させながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。このあたりも令和8年度の中でまた話合い

をしていただいて、また具体的に決まっていくのかなというふうに思っています。

次の再質問に行かせていただきますけども、大きな2番でお聞きした内容の再質問をさせていただきます。学校体育施設への移行についてなんですけども、移行が進んでいない団体もあるかと思えます。以前も、コートがサイズがとか、鍵の管理がとか、いろんな問題があったと思うんですけども、利用ルールの違いなどから、具体的にどのような課題があつて、まちとしてどのような対応を検討されていくのか、学校施設の体育館へと移行を進めていただくに当たって、このあたりの問題をどのように検討していく、進めていくのかということをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 移行については、今、十分であるとは言い難いところもあるのですが、例えば小学校につきましては、バスケットボールのゴールの大きさとか高さの違いであるとか、バドミントンに注目しますと、社会体育施設は3面コートが張れるんですが、多賀小学校については2面しか張れない状況等もございます。この部分については、利用者との話し合いなどで調整を図る必要があると考えておりますし、また社会体育施設におきましては、鍵の開け閉めについて基本的には施設管理者の方で行っておりまして、学校体育施設の利用者は鍵の貸し借りを役場の方で行っていることから、不便を感じる場所があるのかなというふうに考えております。このことから、学校体育施設への移行促進については、利用者との話し合い等理解を求めながら、一斉に時期を決めて公正に進めていく必要があるのかなというふうに考えておりますし、学校体育施設の鍵の貸し借りにつきましては、学校体育施設の方にキーボックスの方を設置しまして改善を図っていったらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 全てが学校の体育館をとというのは難しいと思うんですけど、例えば週2回とか3回とか使われているうちの、たとえ1回でも学校の施設の方に利用していただいて、通常の公共の体育館が一般の方に使いやすい状態になればいいなというふうに思っています。先ほどおっしゃられたこの鍵の管理が、結構やっぱり皆さん利用される上で貸し借りが大変だということを言われていたので、キーボックスの設置というのが非常にいいなというふうに思いましたので、ぜひ早めにそれを進めていただいて、体育施設の利用をしていただければというふうに思っています。

大きな3番の再質問です。重複予約の点なんですけども、先ほども答弁の中ではおっしゃっていただいたんですけども、予約を取る上で、まず重なって予約、例えば外と中を使いますという形で複数の箇所の予約というのが今はできる状態であると思えます。これはいろんな利用の方法があるので、2つ以上取ってはいけないとかそういうルールはないかと思うんですけども、万が一、天候等の都合とかでキャンセルをされる場合に、キャンセルのルールがあると思うんですけど、これは今の段階できちっと、重複予約の

ときに使わないほうはキャンセルするというのが、このルールに従って守られているのかどうかをちょっと確認させてください。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） キャンセルの規定でございますが、キャンセルが生じる場合なんですけども、例えばなんですけど、屋外で活動される団体が、雨の場合も見越して、例えばグラウンドと体育館を予約されるというような事態がございます、例えば当日晴れましたというようなことになったら体育館の方をキャンセルされるというようなところで、重複予約が発生している状況でございます。この問題につきましては、先ほど申しましたとおり、町としても問題でありまして、一般利用者が利用しにくい状況であるというふうに認識をしております。しかしながら、今のところ明確なルールができていないということもありますので、しっかりとその辺のルールを確立させていただきながら、また利用制限を行うなど、また個人予約を可能にするというようなところも視野に入れながら、解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 先日、スポーツ団体に向けて、この利用の方法の確認をするために書面で配られた共通の注意事項というところに、このキャンセルの内容が書いているんですけど、キャンセルについては利用日の4日前までとし、以降のキャンセルは町内料金の使用料をキャンセル料として徴収しますというふうに書いております。天候の状況等によりやむを得ず使用ができない場合に限り、利用日の4日前以降であってもキャンセル料を徴収いたしません。例えば、これ多分、テニスとか野球とかで外を使うつもりで予約をしていたけども、雨が降ってテニスコートやグラウンドが使えない場合はこの2つ目に該当するのかなというふうに思ってるんですけど、1つ目の利用料の徴収をするというふうなところまで書いてあるので、このルールがあるんですけども、今はこれを適用されていないということではよろしいですか。もしくは、先ほど言ったように、雨だったらキャンセル料は徴収しないでも、先ほどおっしゃられたように晴れた場合に体育館を使わないというところに、ここも当てはまっているのかどうかというところは、ちょっとどういう内容なのか確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） この社会体育施設の利用方法について、また学校体育施設の利用方法につきましては、施設を使われる各団体等に対して周知を行っているところでございます。その中で、先ほど申されましたように、キャンセル料の規定について明記させていただいておるところでございますが、議員のおっしゃるとおりでございますけれども、規定が書いてはいるもののちょっと曖昧な部分もございまして、十分にこれが機能していないところもございまして、先ほど申しましたとおり、キャンセル規定については問題、どういうふうに今後取り扱っていくかというのは十分検討していく

必要がある、また重複予約を避けることによって一般利用者、個人の団体等が利用できますので、そういった改正ができるようにトータル的に考えていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 約束事があるんですけど、それが曖昧になっているというのは、ちょっと明記されているところと一致してないところがあるので、ここはもうきちっとやっぱり守っていただくということをぜひ早急にやっていただきたいなというふうに思っています。スポーツ団体、スポーツ少年団だったりとか、ほかのスポーツ団体というのは、例えばスポーツは必ずルールを守ってやるというのが前提で試合等が行われると思うんですけども、青少年の育成の役割もしていますので、この競技をしているときはルールを守るけれども利用の方法に関してルールが守られていないというのはちょっとおかしいんでないかなと思うので、教育という部分であっても、きちっとこういう仕様で決められたルールは守ってくださいというふうに強く言っていただきたいなというふうに思いますし、予約の段階であったりとかキャンセルをされるというときに、これは多分指定管理者の方が行っていたらと思うんですけど、もう一度、例えば何日前にキャンセルをお願いしますとか、この場合はお金がかかります、この場合はキャンセル料は取りませんという、ここの毎度毎度でちょっとめんどくさいところはあると思うんですけども、そういったこまめな声かけとか、そういったところは受付等でしていただいていると思うんですけども、その辺りの調整を指定管理者にもしっかりとお話を現段階でもうしていただいているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 指定管理者との調整については、先ほど申しましたとおり、月1回の定例の会議にて行わせていただいているとともに、何か問題が生じるごとにきめ細やかな対応をするように努めているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、指定管理者は利用者が一番近いところでございますので、十分に調整をしながら、先ほどご提起いただきましたキャンセル料の問題についても、早急に解消できるように努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 皆さん誰でもそうですけど、自分が使いやすいようにルールがあっしてほしいと思うのが我々の考え方ではないかなと思うんですけども、一定のルールというのをやっぱり決めてるのは、皆さんが気持ちよく使えるからというところだと思いますので、改めてこのルールの見直しとともに徹底していただくことをまたお願いしたいと思います。

では、最後ちょっと質問をもう一つだけさせていただきます。

共用スペースの利用に関してなんですけども、備品の管理のお話をさせていただいたん

ですけど、私が質問をしている内容は、例えば誰でもが使える待合室であったりとかいうところの共用スペースのお話をさせていただいているんですけども、前回、指摘をさせていただいたのは、そこに私物を置いてる、要は飲物を置いたりとかかばんを置いたりとかしているんで、これは一般利用者とスポーツ団体が重なって利用する場所があると思いますので、このあたりの共用スペースのルールであったりとか、もし万が一荷物を広げられていた場合にどのような指導をされているのかというところを、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） ご質問にお答えをいたします。

社会体育施設および学校体育施設の共用スペースのあり方につきましては、利用団体の荷物が置かれていてなかなか利用ができない、十分なスペース活用ができないというようなどころでお声を頂いておまして、それに関しまして、昨年の12月議会でも申し上げましたが、適切なルールが設けられなかったというような現状がございます。そういったことから、昨年、今年の2月だったと思うんですけども、先ほど申しましたけれども、規則にて備品を設置する場合については、施設の管理者または学校長の許可を得たものだけを置くというような形でルール改正をさせていただきましたので、一定、その部分については改正できてるかなというふうに認識をしております。しかしながら、今年度その制度をスタートさせたばかりでございますので、十分でない点等々につきましては、学校管理者または指定管理者からの声も頂きまして改善するように努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 再質問が重なってしまいますけど、備品というのは、例えばボールを使う団体であれば、そのボールを体育施設に置きっぱなしにするという、多分ここをおっしゃられていて、体育倉庫等に備品を置かれる場合は申請をしてくださというお話だと思うんですけど、私が質問しているところはそこではなくて、待合室等の利用の方法、自分の私物、カバンであったりとか、ペットボトルであったりとか、団体によっては、ちょっと皆さんでお茶をされるのか、その辺りにコップとか飲物が散乱しているという状況が、私も見たことあるんですけど、あります。ここの、要は使い方ですね。体育館というのは、やっぱりいろんな方が利用されている時間帯というのがあるので、1団体だけがそのスペースを優先的に使うというのはどうかなというところを確認させていただいておりますので、その点についての答えをお願いいたします。

○議長（富永勉君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 先ほどの質問につきまして、ちょっと間違った回答をしておまして申し訳ございません。共用スペース、そのような状況があるのでありますら、改善に向けて、指定管理者または学校体育施設の管理者とともに改善に向けて

取り組んでいきたい、誰もが気持ちよく体育施設を利用していただけるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 誰でもが使うスペースを自分自身の場所だと思って使うというのは、本来であれば注意をしなくても当たり前の話なのかなと思うんですけども、一般の方からそういった声があるということは、それがなかなかご理解いただけてないのかなというふうに思いますので、今回その例規等の見直しというのがある、ここは少し時間がやっぱりかかるかなというふうに思っていますけども、現状の共有スペースの利用方法であったりとか、重複して予約が取られている、ここに関してはそんなに時間をかけずに見直しがかけていくのではないかなというふうに思いますので、利用団体、そして一般の利用者に向けて広く周知をしていただいて、皆さんが気持ちよく社会体育施設が使えるといいのかなというふうに今回も思いましたので、少しこの時間のかかるもの、そして早急にできるもの等、また検討いただいて進めていただきたいと思います。

以上で1問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 小島議員、ここで暫時休憩を行います。

再開は議場の時計で10時55分の暫時休憩を行います。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小島議員。

○1番（小島櫻君） 大きな2番の質問をさせていただきます。こども誰でも通園制度の令和8年度本格実施に向けた体制整備について質問をさせていただきます。

本日提出しております一般質問は、昨日上程されました議案内容とも関連する事項でございます。本制度は国の制度であり、本議会においても必要な手続を経て可決されたものと理解しております。そこで、今回は制度の導入に当たり、本町としてどのように具体化していくのか、また昨年度の答弁を踏まえた現在の進捗や検討状況について確認させていただくものであります。それでは、通告書に基づいて質問を行わせていただきます。

全てのこどもの育ちを応援し、保護者の孤立を防ぐためのこども誰でも通園制度が、令和8年度より全国一律で開始されます。令和7年3月定例会の一般質問では、本町において既存のサービスを活用しながら子育て支援センターでの実施が計画されていると答弁いただきました。制度の開始に当たり、住民の期待に応えつつ、現場の混乱や負担を避けるためには綿密な計画と丁寧な周知が不可欠であると思われれます。そこで、本町の準備状況、人材確保の具体策、周知のあり方、そして本制度が目指すこどもの社会性

の育成をどう担保するのかについて、以下の4点について伺います。

まず1番目、実施計画と具体的なスケジュールについてです。

①番、令和7年度中に例規整備や個別計画の策定を行うとしているが、保護者や保育現場への具体的な説明、周知はいつどのような形で行う予定か。

そして②番、子育て支援センターでの開始から、将来的な各園への拡充に向けた計画はあるのか。

大きな2番、保育士等の人材確保と現場の負担軽減についてです。

①番、1日当たり何人の利用見込みをしているのか。

2番、保育士等の確保等どのような体制で臨むのか。

③番、既存の保育体制に過度な負担をかけないための具体的な工夫や支援策はあるのか。

大きな3番です。正確な情報発信とトラブル防止について。

名称から、誰でもいつでも何時間でも利用できる制度といったような誤解や、それによる現場のトラブルを未然に防ぐため、利用方法や目的、リフレッシュであったりとか孤立防止等がいろいろあると思いますけども、をどのように周知していくのか。

そして最後大きな4番として、制度設計の反映状況についてです。

先行して試行的事業を実施している他の自治体の事例から、どのような課題を把握し、本町の制度設計に反映させようとしているのかお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 小島議員からのこども誰でも通園制度についてのご質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度は、生後6か月から3歳未満までの未就園児であれば、理由を問わず誰でも、保育所や認定こども園などに時間単位で通園できる制度で、小島議員のご質問中にもありますように、令和8年度から法律に基づく新たな給付制度として、全国全ての自治体で実施されるものでございます。現在、国や近隣市町の状況を注視しながら、本年4月から遅滞なく制度運用が開始できるよう準備を行っているところでございます。

1点目のご質問にあります実施計画と具体的なスケジュールについての1つ目、この制度について、保護者や保育現場の具体的な説明、周知はいつどのように行うのかについてでございますが、保育現場には、これまでも管理職等に対し、適宜、状況確認や情報共有を図り進めており、引き続き同様の対応を図ってまいります。保護者に対しましては、できる限り早い早期に広報やホームページを通じてお知らせし、多くの対象者に周知できるよう努めてまいります。また、生後4か月目に実施される乳幼児健診の機会にも周知することで、より個別に情報を届けられるものと考えております。なお、初年

度は対象者に対し速やかに周知用チラシを配布する予定としております。2つ目の本制度の実施場所の拡大計画についてでございますが、昨年3月の小島議員からのこども誰でも通園制度に関する一般質問で、実施予定場所を子育て支援センターとする旨の答弁をいたしました。その後、こども園の入所者数の減少や、本制度が子ども同士の交流を目的とすることに鑑み、実施場所を大滝たきのみやこども園とする方向で進めております。現在のところは、利用見込数が少数であることや制度開始当初であることから1か所のみでの実施を考えておりますが、今後、利用状況等を見て、必要であれば拡大していくことも考えております。

2点目のご質問、保育士等の人材確保と現場の負担軽減についての1つ目、1日当たりの利用見込数につきましては、国から示された算出方法に基づき、0歳、1歳、2歳のそれぞれ1日当たり1人未満の利用を見込んでおります。2つ目の保育士等の確保をどのような体制で臨むのかについてでございますが、現在の多賀町における保育園、こども園の園児数は減少傾向で、各クラスとも保育基準に若干の余裕がある状況でございます。本町では、この空き定員分を活用した運用を計画しており、現在のところは保育者を新たに確保しなくても対応できる状況でございます。3つ目の既存の保育体制に過度に負担をかけないための工夫や支援策につきましては、園生活に慣れない子どもをお預かりすることは保育者の負担につながるということが十分に考えられますので、制度の利用時間を、保育体制が充実する午前9時から11時30分までの間とし、他のクラスの保育者によるフォロー体制が図れるようにしております。また、本制度の運用には国の用意するシステムを利用することになりますが、保育現場で戸惑いがなく運用が図れるよう事前にシミュレーションを実施し、スムーズな運用に備えてまいりたいと考えております。

3点目のご質問の正確な情報発信とトラブル防止策についてでございますが、本制度の運用に当たり、その制度の目的や他の制度との違い、事前に登録申請が必要となるほか、ひと月当たり10時間までの利用制限があることなど、利用者が誤解なく十分理解いただけるよう、分かりやすい制度啓発のチラシやホームページを作成し、しっかりと周知してまいります。また、制度利用前には保護者と園との面談が設けられておりますので、この機会にも利用ルール等について丁寧にお伝えして、トラブル防止に努めてまいりたいと考えております。

4点目のご質問、制度設計における課題の反映状況につきましては、令和7年度中に試行的に実施する自治体は全国で259自治体あり、その課題も集約されております。例えば、子どもが環境に慣れず、保育士は個別の手厚い対応を迫られるという課題や、保育計画の作成や親とのコミュニケーションなど、通常の保育に加え、事務対応労力が増加するなどの課題があることから、さきの答弁と重複するところがありますが、本町においては入所者数が比較的小さい大滝たきのみやこども園で、保育所等の空き定員の枠を活用する余裕活用型を採用し、利用時間を保育体制が充実する時間設定とするなど、

保育現場への影響が少なくなるよう配慮しております。今後も本制度における課題に可能な限り対応し、利用者と保育者の両方にとって利用しやすい制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 答弁ありがとうございました。初めての制度で初めて実施していくというところで、やってみないと分からないというところがある中で、計画的に進めていただいている点は非常にありがたいなというふうに感じました。

1つ目の質問の再質問をさせていただきたいんですけども、利用していただける保護者に向けて通知をしていただくというお話がありましたが、これ大体何名ぐらいの方が対象に今、多賀町ではなっているのかということと、個別通知をしていただくという形で捉えて良かったのかを再確認したいと思います。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問にお答えいたします。

まず通知対象者数ですが、令和7年度におきましては46名ぐらいの方が対象になるというふうに推測しております。あと、通知につきましては、その方一人一人に個別に送らせていただくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 思ったより人数が多かったです。46名ということですね。分かりました。個別に通知をしていただくということです。では、この保護者様、利用していただける保護者にもお伝えをしていただく、もちろん大事なことだと思うんですけど、既存の保育園、こども園に通われている保護者に向けて、こういった方が同じ教室に入ってくるよという、こういった通知というか、何かお願いというか、知っておいてくださいねというような通知というか、連絡はされる予定というのはありますでしょうか。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどのご質問の中で、私も正直、その辺については少し意識が欠落していたかなというふうに思います。おっしゃるように、受け入れる側の者としての心得等も必要になるかと思しますので、園だより等を通じて制度の始まる内容について等を周知していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。園だよりで結構かと思えます。これは3番で質問させていただいたトラブル防止というところで、利用される側のトラブルだけではなくて、既存の園の子どもたちであったりとか保護者が知らなかったということでト

ラブルにならないという意味では、事前に通知をしていただけるとご理解いただけるのかなというふうに思いましたので、ぜひよろしく願いいたします。

では、2つ目の再質問をさせていただきます。これは制度としては4月始まりということなんですけども、4月はまず入園式が行われるとか、あと新入園児を迎えるに当たって慣らし保育等で結構まだ保育園に慣れてない、こども園に慣れてない子どもたちもたくさん来られるかと思えます。継続園児にとっても、新しいクラス、担任の先生も新しいという環境の変化がかなり大きいかなというふうに思いますので、この制度の乳児を受け入れるというのを具体的にいつからというのは、制度的には4月からですけども、そういったことを例えば考慮すると、多賀町は5月ぐらいからとか、何かそういった実施を、募集は4月から始めますけども、実際の保育は例えば5月からしますとか、もう4月最初からしますとか、何かその辺りは周知をされる中で明確に時期を示されるのかどうかをお伺いします。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問にお答えさせていただきます。

実施の時期でございますが、これは国の方で定まっています4月1日以降にということと考えております。ただ、先ほど来、お伝えしていますように、町の利用見込みというのは、非常に各園で1人未満ということで少ないということもありますので、新年度に当たって受け入れるということでトラブルということが起きやすいとはあまり考えてないんですが、今、議員ご指摘のように、年度当初は大きなイベントや行事や、そして子どもたちの状態も非常に不安定なところもあるかと思えますので、広報等についてはなかなか4月というのは難しいかなというふうに思っていますので、5月以降に早い段階で周知していきたいというふうに思っていますし、積極的な制度利用の周知については少し間を置いてやっていくということも1つかなとも考えますので、そのような対応もちょっと検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 現場の先生がよく子どもたちの様子を見ていただいておりますし、よく利用状況を分かっているのかなと思えますので、その辺りは現場の先生たちともご相談をしていただいて、利用する側も、そして既存の子どもたち、先生たちも快適に園生活ができるということが前提かなと思えますので、私もその4月から始まる制度ではあるけども、その状況に合わせて臨機応変に対応していただくのがいいかなというふうには思っています。

予約の方法なんですけど、事前に登録制というところではあるんですけども、この登録をするのは、例えば紙ベースなのか、どこで登録ができるのかとか、予約を取る際にはどのようにシステムがあって予約が取れるのか、このあたりちょっと詳しく教えていただければと思います。インターネットで取れるのか、それとも直接役場に来て取らない

といけないのか、利用される方にとってどういうふうに進めていったらいいのか教えてください。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問ですが、国の方で用意してますシステムがインターネット上にございます。そちらはスマホでもお家のノートパソコン等からでもアクセスは可能となっておりますので、そのシステムから全て予約等をして登録等をしていただくというようなことになってまいります。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 利用時間のことについて再質問させていただきます。保育が充実する9時から11時30分までということで、これ結構、制度が始まる前に実験的にされている園でも、利用時間を決められて実施されているという例が多かったので、この時間帯でいいのかなと思うんですけども、こども園、保育園は午前中におやつを食べたり、時間的に給食を食べることはないのかなと思うんですけども、このあたりのおやつだったりとか給食のことはどのように設定というかされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問にお答えさせていただきます。

園では、午前中1回おやつの時間が設けられております。もし誰でも通園制度で利用された場合、同じような形で食べていただく、基本的には朝は牛乳を飲んでいただいておりますので、その部分、牛乳を提供することになるかと思っております。ただ、アレルギーとかそういったものは事前に確認して、その代替食とまではなかなか難しいと思っております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 昨日、条例の内容で、1時間の利用が300円というふうにお聞きしたので、今のおやつ、牛乳であったりとかおやつに関しては別途料金を頂くのか、その300円の中に含まれているのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどのご質問についてであります。教育委員会としては1時間300円を頂くわけですけども、その中に含まれるという形で一応対応したいというふうを考えております。新たにじゃあ牛乳分どれだけやというのもなかなか算出もし難いところがございますので、基本的に含まれた形で徴収させていただく予定でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 利用料については、減免対象はありますか。それとも、もう一律ど

んな方でも300円なのか、その辺の減免の対象があるかどうかをお聞かせください。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問にお答えさせていただきます。

減免等の制度につきましては、一般の保育園、こども園等でもあるんですが、低所得者に対しては一応設けることができるというふうになってございます。規則の方で定めることができるというふうになっております。多賀町におきましては、一応、生活保護世帯については一定減免をさせてもらえればというふうに今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。では、トラブルを避けるための、未然に防ぐための策のところなんですけども、例えば面談において、集団保育が著しく困難だと判断をされた場合の対応についてどのようにされるのか、事業の運営上、支障があると認めた場合、ほかの利用を不適切と認めたときとか、事業の利用予約を許可しないことがあるという場合に、どういう線引きというか対策をされているかというのは、もし事前に決められていることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問についてであります。今現在そういった不適切なといった言葉はあれかもしれませんが、利用がなかなか難しい、他の利用者が困られるというようなご家庭については特に定めてはおりませんが、ただ保護者、そのお子さんのことを考えますと、やっぱり社会性を身につけるとかそういった目的を持つ制度でございますので、そういったところにいる限り寄り添っていければなというふうに思っています。例えば、少し手のかかるような子であれば、先ほど申しましたように保育園等の入所者数が若干減ってまいりますので、そういった余裕のある先生方にフォローに入ってもらって、少し手厚めのサポートをすとかいうようなことも考えられますので、できるだけ利用者にとっても利用できるような体制も考えながら進めていきたいなということで、特にお断りするということはなかなか難しいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） いろんなケースがあるかとは思いますが、できる限り受入れをしていただけるということですので、利用者との面談の中で、その辺りは保育側と利用される側との話が、コミュニケーションがやっぱり大事になってくるかなというふうに感じました。

最後のもう1点だけ質問させていただきます。これはほかの市町で実験的に行われていたときに、注意書きで書いていたことなんですけど、利用時間の実時間、いわゆる1

0時間までというふうに決まっているんですけども、これを当日キャンセルがあった場合は持ち時間を消費してしまうというような書き方をされていたんですけど、このあたり多賀町では、もう実際保育をした時間で10時間を見るのか、予約をして当日キャンセルになったら、今日3時間利用を例えばしますという予約の状態であれば、もう3時間を消費してしまったことになるのか、これ他市町の中でその文言が書いてて、これ多賀町の場合はどうなるのかなということでお聞きしたいと思うんですけど、お願いいたします。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどのご質問に対してですが、今現在そういったことに関しての取決めというのは決められてないのが現状でございます。先ほどおっしゃったような他市町の状況も見ながら、そこは早急に決めたいと思います。できる限り利用促進ということであれば、キャンセル分は含まないということも一つかなと思うんですが、あまりそれが横行しますと保育体制の方にも影響が出るかと思っておりますので、その辺も十分に考えながら、その制度については決めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 今現在は決められていないということで、今後検討される1つの材料になるのかなと思うんですけど、もしこれ決められた場合、このキャンセルをした場合でも持ち時間減りませんというようなところというのは、どこで、何か規定というか決めて文書に起こすのか、ただ利用の中で注意としてそういったことを書くのか、何かその辺りは決めた場合というのは、どういった形で皆さんに周知をしたりとか決めていられるのかというところをもう一度お伺いします。

○議長（富永勉君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問にお答えさせていただきます。

キャンセルの取扱いについての周知方法でございますが、ちょっと今日持ってきたんですが、なるべく分かりやすく保護者等に、利用者等に周知ができるようなチラシも一応考えております。そんな中に、キャンセルに関しましても、少し文言を加えて混乱の起きないように対応させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。このこども誰でも通園制度に通われるお子さんというのは0歳から2歳までということですので、それ以降は通常のこども園だったり保育園に入園をされることが見込まれるので、ここをうまくこの制度が利用されて、子どもたちが園になじめて、そのまま引き続き楽しい園生活を送れる、こういったいい流れに持っていったらなというふうに感じましたので、初めての試みですので、いろいろ

ろやりながらまた変更していただいたりとか、案を出していただけるのではないかなというふうに思っていますので、4月以降また利用いただく皆さんにも期待をされていると思いますので、確認事項等をしっかりやりながらまた進めていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（富永勉君） 次に、8番、山口久男議員の質問を許します。

8番、山口久男議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） 一般質問の前に一言申し上げます。ご承知のように、2月28日土曜日に、アメリカとイスラエルがイランを先制攻撃しました。私、見てびっくりしました。最高指導者のハメネイ氏とその家族が殺害をされる、そしてまた学校やあるいは病院も爆撃されて、子どもをはじめ多数の市民が犠牲になる、とんでもないことだと、国連憲章違反になるのではないかと、そういうふうに私は感じました。一刻も早く日本の総理大臣として、アメリカに対して、こういった無謀な先制攻撃はやめようというふうに私は主張していただきたい、そのように思います。私も一議員として、本当にこれ、こういったことが本当に起こりうること自体が本当に大変なことだなど、国民の皆さん、町民の皆さん一緒になって声を上げていきたいなというふうに感じました。日本にも、当然、ホルムズ海峡が閉鎖をされて原油が来なくなる、日本の経済にも多大な影響が出るのではないかという心配、中東の不安定な状況がこれから続けば、日本の経済また世界の経済、世界の平和にとって本当に重大なことであると、このことを本当に私は痛感し、テレビを見て、学校や病院とかが攻撃されて子どもが亡くなっている状況を見たとき、本当にいたたまれない気持ちでありました。このことをまず申し上げたいと思います。

それでは、質問させていただきます。今回3月定例会に当たり、大きく3点について一般質問をさせていただきます。

まず第一は、地域公共交通の充実・改善についてであります。

これまでも繰り返し質問させていただきました。多賀町でも中山間地域の高齢化、過疎化、人口減少が続く中、路線バス、コミュニティバスが廃止になり、その地域では移動手段が制限される住民が増えています。どの地域に住んでも安心して豊かな生活を享受するためには、交通・移動の権利が保障されて、行使できる環境が整えられることが必要であります。地域公共交通の維持確保改善をするため、行政の責任で交通移動の権利を保障することです。多賀町公共交通の充実改善のため、以下の点について伺います。

- ①、路線バス運行状況、愛のりタクシーの現況の実績はどうか。
- ②、通学バスの運行空き時間における柔軟な活用はできないのか。
- ③、愛のりタクシーの運賃について、運転免許証を返納した人や運転免許証のない高

齢者等に対する多賀町独自の運賃、少なくとも半額補助制度の導入の考えはどうか。
以上、答弁を求めます。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 山口議員の地域公共交通の充実・改善についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の路線バスの運行状況、愛のりタクシーの実績につきましては、路線バスの最新の乗車人数が年間で14万1,000人になります。直近3年間では、約8%増加してきております。また、愛のりタクシーの最新の乗車人数は年間で1万3,610人、直近3年間にしますと同じく約8%の増加となっている状況でございます。

2つ目の通学バスの運行空き時間における柔軟な活用はできないかにつきましては、全国的にも類似の活用事例は確認いたしましたが、活用形態によっては条件整備が困難であるとの認識を持っております。この件につきましては、通学バスの所管課であります教育総務課の見解も確認させていただきました。特に通学バスの運用は、当然ながら子どもたちの通学や学習活動等が最優先となりますので、不定期な対応等を考慮すると路線バスの運行ダイヤの一部に活用することはできないものと判断いたしております。

3つ目の愛のりタクシー運賃への多賀町独自の運賃半額補助制度導入の考えはどうかにつきましては、現段階において路線延長の長さから、多賀町は彦根市に次ぐ多額の負担金となっております状態でございます。町独自の補助につきましては、運賃を支払う際の混乱や第三者への悪用への対策、補助対象者を特定できるシステムの導入等により、負担金の上乗せが想定されますので、湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域全体としての導入の可能性を検証するべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） まず大君ヶ畑線と、それから萱原線、2路線が廃止になりました。路線バスですね。バス停の廃止が22か所、私、調べたら22か所廃止になりました。今現在、コミュニティバス、路線バスは今、多賀線と、ブリヂストンが統合されて多賀線、そして現在、甲良線ですね。甲良線はもう富之尾止まりとなっております。私もこの前、何遍もやってます、この議会でも。せめて萱原まで延伸してくださいと言っても、なかなかできないという話でしたので、これはなぜかと言うと運転手不足やというような話もありましたけれども、そういったいわゆる路線バスの走っていない地域を愛のりタクシーでカバーすると、それは分かります。ただ、私もいろんな話で、高齢者の方、車を持っておられない方の話を聞きますと、そういう地域は愛のりタクシーしかありませんので予約するのに大変やというのも1つですけれども、大きくは一番言われるのは、片道、例えば多賀の中心まで、大滝から多賀のここまで来るのに400円かかると、往

復800円かかるわけですね。今、年金暮らしで本当に大変なときに、例えば隣の字へ行ったり多賀町役場まで来たときに往復800円かかるので、何とかもう少し補助してもらえんのかというのが、本当に高齢者の皆さんの切実な思いだと思いますよ。確かに、1回行って往復800円というのは、今、年金で少ない人にとっては本当に負担になると思うんです。確かに、先ほど課長が言われたように、多賀町だけではなくに1市4町でやっていますので、運賃体系の問題についてはいろいろと課題はありますし、その分で予算も当然かかりますけれども、やはりこれから多賀町の方が、例えば山間地域とか交通不便地に住んでいる方が安心してどこでも移動できるようにするためには、やはりもう少し運賃の改定のことでも考えてもらう必要があると思います。全国、そういうところでも結構、運賃、高齢者のフリーパスみたいにやっているとところがあるようですので、多賀町も何とかこういう地理的な状況を考えたときに、高齢者の方、車持たない方が安心してどこでも移動できるようにするために、運賃の改定、せめて半額補助程度を町独自で本当にできないのかどうか、いろんな課題はありますよ、課題は。けど、私はそれは今、必要ではないのかなというふうに思いますので、その点について、財源の問題も含めて考えてもらう必要があるかなというふうに思いますので、その辺の問題について、もう一度、先ほどの課長の答弁で私は今日納得できないので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃられるように、確かに往復で800円という利用料金というのは、安いわけではないというのは十分理解できます。ただ、この愛のりタクシーという制度自体が、今のところ、制度始まって以来、まだ料金改定もされてない状態であります。その間、タクシー業界の運賃の改定等も何度か行われる中、徐々にやはり町の負担金はその分差額が増えるということになりますので、増えていってる状態です。ですので、どちらかという、料金の見直しを考えなければならない時期も迫っているのではないかとされておりまして。よその多賀町以外の地域、今の湖東圏域以外の地域では、料金の見直しをされておられるところもございます。ですので、なかなかこの今の料金体系を減額していくという流れにはないという状況でございます。ただ、おっしゃるように、高齢者の方に対する補助というものも一方で考えられるのではないかとということで、全体として愛のりタクシーの料金改定というものがあつたとしても、高齢者の方に向けた何らかの補助の制度というものは、今後、料金が上がれば上がるほどそういう声が上がってくるのではないかなというふうには思っております。多賀町はどうしても距離が長くなりますので、負担金は相当大きくなるんです。ですので、それともう一つは一般の利用の方も同じように使われている、町外から愛のりタクシーを使われて多賀町へ来られる観光客、また登山客という方もたくさん利用されておられます。ですので、その方々と町内の高齢者の方との負担の割合を何らかの形で改善できるという方法を考えていけ

ば、そこをクリアできるのではないかなと思っております。ただ、先ほど申し上げました、それには非常にシステムを改善するなり何なりの方策が必要になってまいります。一番てっとり早い方法とすれば、今、発行しております回数券を、免許返納された場合には9,000円分の発行をしております。そういうもので対応することもできないんですが、回数券につきましては一般の方も取得できますので、その回数券がどのように、本当に高齢者の方に有効に活用されるかどうかという見極めは難しいということもありまして、なかなか本当に有効なのかなというところはございます。ですので、まだまだ検討は必要になると思いますけど、本当に料金が変わるのであれば、そこもセットで考えるべきかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） どこかの地方自治体はシルバーパスみたいなことをやっているとありますよね。これは路線バスの運賃割引だと思います。多賀町も、愛のりタクシーの年間の経費は確かに年々上がってきておることは事実です。私、先ほど申し上げましたように、車を持たない方、移動手段のない方を対象と言っているわけです。全体を言っているわけではありません。ですので、何人ぐらいおられるか一遍調べてもらったらすぐ分かると思いますので、高齢者の方あるいは障害者の方も含めて、ただ障害者割引は多少ありますけれども、高齢者の方、車を持たない方、各字どれぐらいおられるか調べたら分かりますので、そういう方に例えば何かシルバーパスみたいなもんを発行して、それで乗ってもらうというようなことであれば、私はできるのではないかなというように思います。

それとあと、いろんな公共交通、路線バス以外に巡回バスの運行とかいろいろ、この議会でもそういう議論もありました。その中で特にスクールバス、先ほどなかなか、確かスクールバスは子どもの送迎が最重点ですけれども、空き時間というのが多少あるというふうに聞いておりますので、運転手もちょっと皆さん待っておられる場合もありますので、そういうスクールバスについて、これは運賃は取れないと思いますけれども、そういう何かイベントがあったときにそのスクールバスを使うということもできるのではないかなというようにとこら辺を、もう少し公共交通の問題について町民の皆さんの意見を聞きながらやっていただきたいなというふうに思います。多賀町はやはりこういう地域ですので、公共交通がなければ生活できないですよ。私もずっと回ると、ちょっと買物とかあるいは連れていってくださいとかたまに言われますので乗せて行きますけれども、やはり子どもが近くにおられれば、あるいはそういう乗せてもらえる方がおられればよろしいんですけれども、1人暮らしで孤立されている方もたくさんおられますし、高齢者世帯だけの世帯もありますので、そういう方々が自由に、今、確かに買物支援は、私も何遍も言いまして今現在2路線やっていただいて本当に喜んでおられます。けれども、それ以外の移動手段について、もう少し多賀町独自のそういう住民の皆さん

が困っているところをちょっと考えていただきたいなど、あらゆるいろいろなことができるのではないかなというふうに思います。いろんな制約はありますよ。もちろん財源も必要です。けれども、やはりそういったところにこれから多賀町で安心して老後を送ってもらえるようなそういうまちづくりのために、公共交通の充実をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、この前、去年10月22日に石川県の津幡町に寄せてもらって、AIオンデマンドバスを視察に寄せてもらった、議員全員の皆さん、それから総務課長も一緒に来ていただきましたけれども、本当にああいうことも含めて考える必要があるのではないのかなと。もちろん多賀町独自でできるかどうかは別にして、広域的なそういうAIオンデマンドバスのようなものを考えてもらう必要があるかなと。ものすごく参考にもなりました。これはまた委員長報告でもさせてもらいましたので、ぜひその点についても参考にさせていただいて、多賀町の公共交通をもう少し充実・改善してもらうための検討を重ねていただきたいなというふうに思います。どうですか。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えさせていただきます。

今、山口議員がおっしゃられたような無人バス、なかなか制度としては多賀町で実用的に運行できるかどうかというのは、今の技術ではまだまだちょっと難しいような気はします。彦根市で県の方の事業として一部の路線で無人の運転を2月にやっておられます。1回に10人ぐらいしか乗れないような、そんな大きくないんですけども、それまた一般の方も乗っていただけるようなことになっております。ただ、非常にもう歩くスピードぐらいの低速走行になっておりますので、多賀町内の長距離を走るにはちょっとしんどいかなという、観光地を巡るぐらいのものかなと思います。将来的には路線バスとか長距離バスについても無人という形が整備されると、今の運転手問題であるとかもって解決できることになるのではないかなと思います。できればそういう時代になってほしいとは思っております。それまでは何とか今の技術を使いながらという形になります。おっしゃられたように、免許返納も非常に進んできておまして、たくさんの方が免許返納してきておられます。車を持たない高齢者の方というのが増えてきておるので、そういう方々にできるだけ便利に生活していただくための公共交通でありたいと思いますので、またスクールバス、なかなかうまく使えないことばかり考えずに、使える方法というのを考えなければならないとは思いますが、どのような形でできるかというのは研究を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 課長、私が申し上げたのは、その無人のあれじゃなしに、AIオンデマンドバスというのは、小型車をAIで活用してやっていく、無人じゃないんです。無人のそういうバスもありますよ。これからそういうことも無人、運転手がないバス

を走らすとかいうことは確か実証実験でやっている。今は課長、その答弁は津幡町のA I オンデマンドバスとちょっと違いますので、ご理解いただきたいと思います。なぜ津幡町がA I オンデマンドバスを採用したかということ、運転手不足だということです。です。津幡町でやってるのは、運転手不足を解消するために、いわゆる普通のバスやと大型の2種免許が要らしいです。しかし、ワゴン車タイプですので普通の2種免許でも対応が可能だということで、3台か4台ほど町が購入して、もちろん運転手は委託しますけれども、町内を走らせていくと。効率よくA I を活用して効率よく走らせていくという、そういうシステムなんです。全国的に結構、最近そういうことをやられているところもありますので、多賀町もそういうことをできれば検討してもらったらどうかという意味で提案をしたということでもあります。もう時間がありますので、またこの点についてはまた委員会等でしっかりと質疑させてもらいたいと思います。

2点目に入ります。

○議長（富永勉君） どうぞ。

○8番（山口久男君） それでは、次に介護保険について質問させていただきます。

介護保険制度が発足して25年になります。この間、国、政府は利用料の引上げ、施設等の居住費、食費の自己負担化、特別養護老人ホームの入所制限、現在、原則要介護3以上に限定をされております。そしてまた、総合事業の創設、要支援1、2の訪問介護、通所介護の移行などの見直しを断行してきました。一方、給付の削減が図られる一方で、高齢者の介護保険料は右肩上がりです。現在、9期の介護保険料は2000年のスタート時に比べて、全国平均でも2.4倍になっています。現在、多賀町では基準額が月額6,000円になっています。こういった物価高騰の中で高齢者の保険料負担は限界に達してきているのではないのでしょうか。介護保険サービスについて、以下の点について伺います。

- ①、多賀町における介護給付の現状はどうか。
- ②、介護事業所、訪問介護事業所の現状はどうか。
- ③、次期、10期の介護保険料の見通しはどうか。
- ④、介護保険料について、引下げの考えはどうか。10期も含めてです。
- ⑤、介護サービスの供給体制の持続についての見解はどうか。

最後に⑥、国に対して公費負担割合の引上げを求める考えはどうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（富永勉君） 山口議員、ここで暫時休憩します。

再開は議場の時計で1時からとします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 0時58分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 山口議員からのご質問、まず1点目、多賀町における介護給付の現状についてお答えいたします。

令和6年度末現在、本町の65歳以上の第1号被保険者は2,424人、要介護・要支援認定者数は398人、認定率は16.4%であり、全国および県の認定率より低くなっております。令和6年度の介護給付費は7億7,998万円であります。その内訳は、施設サービス給付費が3億1,279万円と全体の40%を占めており、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービス給付費は2億6,915万円と、約34.5%となっております。施設サービス給付費が居宅サービス給付費を上回っているのは本町の特徴であります。その要因の1つは、小規模なまちでありながら、町内には2つの特別養護老人ホームがあり、利用しやすい状況であること、またもう一つの要因として、山間地の割合が多く、一人暮らし高齢者や老々介護の世帯においては在宅での介護が困難となり、施設サービスの利用を選択される方が多いことが考えられます。居宅サービスにおいては、通所介護サービスや短期入所サービスがほかのサービスに比較し利用が多いのが特徴と言えますが、これも小規模なまちでありながら比較的事業所が多く利用しやすいことが考えられます。また一方で、最近、有料老人ホームなどへの入所者が増加しているに伴い、訪問介護や医師や薬剤師等が訪問する居宅療養管理指導の給付費が増加傾向で推移している状況でございます。

2点目のご質問、介護事業所の状況と本町での訪問介護の現状についてお答えいたします。

町内の介護事業所の居宅サービスについては、通所介護サービス3事業所と、短期入所生活介護サービス2事業所、施設サービスは特別養護老人ホーム2施設、そして地域密着型介護サービスとして、小規模多機能居宅介護サービス1事業所、認知症対応型共同生活介護が2事業所あります。そのほか、サービスを利用するためのケアプランを作成する居宅介護支援事業所が3事業所あります。さらに、近隣の市町の事業所の利用もあり、訪問介護や訪問看護など、町内に事業所がないサービスについては、近隣市町の事業所に頼っている状況でございます。特に訪問介護につきましては、介護職員の高齢化や担い手不足により事業所の運営は厳しいと伺っておりますが、それでも現時点におきましては、町内において必要な方への訪問介護サービスはかろうじて確保されている状況であります。

3点目、次期の介護保険料の見通しについてこのご質問にお答えいたします。

次期第10期介護保険事業計画期間における介護保険料につきましては、今後の高齢者人口の推移、要介護認定者数の見込み、介護給付費の動向、さらには国の制度改正や報酬改定の影響などを総合的に勘案して算定することとなります。現時点では、後期高齢者の増加や介護人材確保に向けた処遇改善等に伴い、給付費の増加が見込まれ、介護

保険料には上昇圧力がかかるものと懸念しておりますが、具体的な保険料につきましては、現時点では確定的なことを申し上げる段階ではございませんので、今後の計画策定過程において慎重に検討してまいります。

4点目、介護保険料の引下げについての考えについてのご質問にお答えいたします。

介護保険料については、物価高騰が続く中、被保険者の皆様にとって大きな負担となることから、暮らしに与える影響も大きいものと十分認識をしております。介護保険制度においては、保険料と公費により給付を支える仕組みでありまして、給付費が増加する中で計算上の保険料を引き下げることが難しい状況と想定されますが、先ほども申し上げたとおり、現時点では確定的なことを申し上げる段階ではございません。しかしながら、町としましては、第10期介護保険事業計画策定のための介護保険運営協議会の中で、介護給付費準備基金の活用も慎重に協議するとともに、介護給付の適正化に引き続き取り組み、さらには低所得者に対する保険料軽減措置の着実な実施により、被保険者の負担が急激に大きくならないよう最大限努力してまいりたいと考えております。

5点目の質問、介護サービスの提供体制の持続についての見解についてお答えいたします。

介護サービス提供体制の持続につきましては、介護人材の確保と定着が最も重要な課題と認識しております。今後、当町におきましても後期高齢者人口が増加していく中で、介護需要は更に増加することが見込まれます。国の社会保障審議会介護保険部会では、令和7年1月から2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会が開催されており、その中では人口減少のスピードが地域によって大きく異なる中、地域の状況を踏まえた上でサービス提供体制の構築を検討する必要があるとされております。中山間地を抱える本町といたしましては、国の動向を注視しながら、介護サービス維持確保のための対応や、医療、介護予防、生活支援が切れ目なく提供される提供づくりを確保するとともに、引き続き介護予防事業や総合事業の充実に取り組むことによって、限られた資源の中で持続可能な介護保険制度の運営に努めることが重要であると考えております。

最後のご質問、国に対して公費負担割合の引上げを求める考えはどうかについてお答えいたします。

介護保険制度における公費負担割合につきましては、保険料負担が年々増加している状況を踏まえ、制度の持続性を確保する上で重要な課題であると認識しております。町としましては、65歳以上の被保険者の皆様の負担軽減を図るためには安定的な財源確保が不可欠であると考えており、今後も滋賀県町村会等を通じて、介護保険制度の充実と財政基盤の強化、公費負担割合のあり方について、引き続き国へ要望してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 再質問します。介護保険制度ができて、2000年に制度がスタートしましたが、今年2026年ですので、25年過ぎたということです。この間、先ほども質問で申し上げましたとおり、介護保険料はどんどん、3年ごとに見直しをされて、大体2倍からもう約3倍近く介護保険料の上げがあったということで、本当に今から年金もそんなに変わらへんに介護保険料が非常に高いなという、これ天引きになってますのでよく見ないと分からんけれども、何か年金が引き下げられてると言ってるけど、年金自体は増えてないけれども、いわゆる介護保険料が、1号被保険者ですけれども、引かれて、手取りの年金収入が減ったという実感だと思いますね。その点は、課長、どのようにまず認識持ってますか。ちょっとお願いできますか。

○議長（富永勉君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただ今のご質問にお答えいたします。

介護保険料が全国的にだんだん値上がりしてるという状況がありますが、多賀町におきましては、第7期、第8期の保険料の基準額が6,100円ということで、6年間6,100円で同額でございました。第9期につきましては6,000円ということで、100円値下げをして保険料の方を設定してきております。ですので、多賀町における第1被保険者の保険料につきましては値上げしているということをございませぬので、そこら辺は町民の皆さんが介護予防やいろんな生活の健康づくりに取り組んでいただいている成果であるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 確かに第9期のときは100円の値下げ、基準額ですけれども、6,100円が6,000円になったと。これは評価というか、果たしてそれがいいかどうかは別ですよ、負担割合の点から言えば。確かに全国平均から見れば、多少保険料の負担は低いのかもわかりません。しかし、感覚としてこの月額6,000円というのは、収入から言えば大体どの程度になるんですかね。ちょっと今、基準額が収入額が分からんけれども、そんなに高くないと思いますよ。所得金額に応じて段階的に今13段階に保険料がなってますので、6,000円がどの程度の所得金額かというのはちょっと今、資料持ってませんけれども、もし課長の方からその所得金額、非課税、本人は非課税かな、今、申し訳ないけど持ってないので後でも結構です。それ、また言うてください。

それからもう一つ、私が気になってるのは、共同通信社の自治体アンケート調査をやったんです。多賀町でいってるかどうか分かりませんが、介護サービスの提供体制の持続に危機感があるかという設問に対して、約97%の地方自治体が危機感があると回答しているんです。多賀町もおそらくそうだと思います。その理由で何が一番多かったかは、やっぱり介護現場で働く人が減って制度の支え手が不足していると。私も清流の里の方に聞いたら、外国人の方も来ておられるという話も聞いています。これは本

当に深刻な事態やと思いますので、その点での介護現場で働く人の支え等、どのように充足していくのかというのが1つ、これが大体理由として72%です。あと、高齢化に伴う介護給付費の膨張、当然、高齢化になりますので、これが60%と。一番大きいのは、憂慮すべき財源対策として87%の首長が、国の公費負担割合の引上げというのを回答しているんです。今現在、公費負担は50%ですね。1号被保険者と2号被保険者で、あとの50%を負担してるわけですね。当然、給付が増えれば、その1号被保険者、もちろん2号被保険者も含めて負担が増えるというのが当然ですけれども、その点で先ほど課長の方から国に要望してると言われたのかな、その辺で、国の負担割合を引き上げん限り、私はこの問題は解決しないと思いますので、やはりその辺のところも併せて、この今、共同通信が行ってきたアンケート調査についてどのように思っておられるか、ちょっとお聞かせいただきたい。先ほどの階層別ごとの所得金額別ごとの保険料、月額いくらか、年額どれだけと、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（富永勉君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただ今の山口議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ほど山口議員が、アンケートの結果等の報告を今、教えていただきましたが、多賀町においても同じような状況があるというふうに認識をしております。まず、介護保険料、多賀町は値上げはしてないけれども、基準額がひと月6,000円ということにつきましては、今、第5段階で本人の合計所得金額が80万円ということで第5段階が設定されておりますので、ひと月にすると6万6,000円ぐらいの収入の方に6,000円の介護保険料をご負担いただいているということですので、かなり大きな負担であることについては間違いがございませんので、先ほど答弁の方でも申し上げるとおり、そのように認識をしているところではございます。

それと、国の方の要望でございますが、今、山口議員がおっしゃっていただいたように5割が公費負担で、残り23%が第1号被保険者、65歳以上の方が負担いただいて、残りの27%を40歳から64歳までの若い世代が支えるという、こういう仕組みになっておりますが、県の町村会の各我々の健康福祉部門のほかの町の課長たちといろいろ審議をしている中で、やっぱりこれは国の方に公費負担の引上げの方を求めたいというご意見も毎年出ておりますので、先ほど答弁で申し上げたとおり、引き続き要望を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 政府は今おそらく、まだまだ、これ利用料の原則1割を2割に上げようという話も出てますわね。これ、どうなのかなと。しかも、要介護1、2のいわゆる訪問介護とか通所介護、いわゆるデイサービス、これを総合事業への移行をしようというふうな動きも出てるやに聞いております。今現在、要支援1、2は総合事業、多賀町独自の施策でやっています。これを介護保険事業から外して、要介護1、2まで総

合事業に移行する話も出ておりますけれども、これについて課長、どのように考えているのか。答えられるかどうか分かりませんが、そういう話が今、出ておるといふことで非常に私は危惧をしております。

それから、今先ほど申し上げましたように、高齢化に伴う人口減少、働き手不足、もちろん介護現場だけではありません。けれども、これから働き手不足が生じれば介護サービス自体も立ち行かなくなるのではないのかなという危惧は、当然、現場の方もそういうふう感じておられると思います。この点について、これは多賀町だけの話ではありませんけれども、今後、介護支え手の方、介護給付の問題、それから介護保険料の引上げの問題とか、様々な問題が出てくるというふうに思います。私は少なくとも、やっぱりこういう状況の中で、先ほど戦争の話もしましたがけれども、軍事予算にどんどん金使うんじゃないに、社会保障、これからちゃんと支えていくと、軍事費どんどん増やしたからという国民の暮らしは良く、確かにそれは防衛は必要やという方もおられるかもわからんけれども、この間ものすごい軍事予算増やしてますわな。社会保障、もう文教予算よりも多いですよ。私、今年度予算を見ましたけれども、政府のですよ。だから、もっとそういうところに金の使い道を、地方自治体から声を上げてもらって社会保障をちゃんとしてもらえる、そういう予算の編成をするように皆さんにちょっと言っていたきたいなというふうに感じましたので、その点も併せて、これは結構ですけれども、先ほどの2点について、課長の方からの見解を求めます。

○議長（富永勉君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 山口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の介護保険制度の見直しで、自己負担分を1割から2割、あるいは3割に負担を増やしていくということで、今現在も既に2割、3割の導入はされておりますが、ここについては慎重な議論をした後で制度の方を進めていただきたいなど、担当としてはそのように考えております。

また、総合事業の方に今なっている事業について、あるいは要支援1、2の事業、あるいは要介護1、2辺りまでも介護保険から外すような検討も始まっているというふうに聞き及ぶこともありますけれども、これについても慎重な議論の中で、一方では介護保険サービスに全て頼るということではなく、今、希薄にはなってはきておりますけれども、地域での支え合いの中でいろんな事業や暮らしを支えるサポート的なことができなかなというようなことも、一方では考えていけないといけないうふうに考えております。地域包括ケアシステムというのが、もうかなり提案されてから長く時間経っておりますけれども、多賀町の方でも、国の制度の中で地域支援事業の生活支援体制整備事業ということで、社会福祉協議会の方に委託をして地域の支え合い事業を推進していただいておりますけれども、そこの事業についても今後推進して行って、なじみのある地域で暮らす中でお互いが支え合って、デイサービスに行かなくても隣近所の方と過ごす時間で日々の暮らしが支えられたりという場面が増えると、介護サービスだけに頼る

というような形ではないという仕組みができていくのかもしれないなというようなことも思っておりますので、あらゆる点をいろいろ考えながら、今後の制度については見ていかないといけないなというふうに思っております。

それともう1点目は、介護の人材不足については、先ほど申し上げたとおり、定着をしていただくというような、辞めずに定着をしていただくということも大きな課題になっておりまして、今、国の方ではICTとかロボットとか、介護の現場が少しでも負担が少なくなるようにという方策がいろいろ提案されておりますので、そういうものもいろいろ補助金が付いて事業所の方に取り入れられるようにというようなことも進められておりますので、そういう情報提供等も事業所の方に進めていきたいなというふうに、現時点ではそのように思っています。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） また議論します。あともう10分、9分ですので、3点目の質問をさせていただきます。

それじゃ、ICT教育についてです。これはちょっと難しい問題です。私も詳しく分かりませんが、ちょっと質問させていただきたい。いろいろある方から聞いてこられたので、私も詳しくは分かりませんが、間違ってるかもわかりませんが質問させていただきます。

現在、学校現場ではGIGAスクール構想に基づいて、子ども1人1台のタブレット端末を用いて、今年度、新しい学習タブレットの一斉入替えを多賀町もされました。ICTの活用については、教育の効果と同時に、私は子どもの成長とか発達等の課題があるというふうに感じておりますので、以下の点について伺います。

①、ICT教育は各学校で工夫をし、教師の指導性を高めて実践されていることは評価しておりますが、教育委員会としてICT教育の成果と課題をどのように考えておられるのか。

②、デジタル機器の利用による視力の低下など、眼への影響だけではなく、睡眠不足や睡眠の質の低下、脳と心の育ちへの影響も指摘されているというふうに思いますが、これについてはどうなのか。ICT教育が及ぼす学力や子どもの発達についての影響はどうか、多賀町の教育委員会としての答弁をお願いいたします。

○議長（富永勉君） 伊東学校教育課長。

〔学校教育課長 伊東瑞江君 登壇〕

○学校教育課長（伊東瑞江君） 山口議員のご質問について、2点お答えいたします。

まず1点目、教育委員会としてICT教育の成果と課題をどのように考えているのかについてお答えをいたします。

GIGAスクール構想において、1人1台端末が整備されましたICT教育の成果としましては、子どもたちの学び方が広がったこととともに、教育の質の向上に確実につ

なことがあったことと考えております。具体的には、まず子ども一人一人に合った学びが進んだことです。デジタルドリルやオンライン教材を活用することで、それぞれの理解度や学習の進み具合に応じて学習できるようになり、これまでの一斉授業中心の学びから、個々に応じた柔軟な学習へと変化しております。また、子ども同士が学び合う授業も充実してまいりました。授業支援ソフトを活用して意見を共有したり、同時に資料を作成したりすることで、考えを伝え合う機会が増えております。発言が苦手な子どもも文字入力に参加できるため、より多くの子どもが主体的に学習に関わることができるようになりました。さらに、インターネットの検索サイトを活用して情報を調べる力や資料をまとめる力、発表する力など、これからの社会で必要とされる力の育成にもつながっております。

課題としましては、12月に答弁させていただいたことと重なりますが、教員によるスキルの違いから、教材作成の負担等もありまして、学年やクラスによって使用頻度に違いが見られるなどの課題も見えてきております。よって、教育委員会としましては、学校がICTを活用する意義と目的を再確認し、教員のスキル向上だけでなく、授業や学習においてどのように活用すれば子ども一人一人の力を引き延ばすことができるかという視点の下、取組を進めてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問、デジタル機器の利用が子どもに及ぼす影響の現状およびICT教育が及ぼす学力や子どもの発達についての影響についてお答えします。

本町におきましては、1人1台タブレット端末の活用開始以降、視力低下の児童生徒が増加したという事実は確認されておられません。学校でのタブレット利用時間は授業内の限定的なものであり、連続使用とならないよう配慮しながら実施をしております。一方で、家庭においてスマートフォンを長時間利用している子どもが一定数いることは把握しており、学校外での過度な利用は、身体的、精神的に悪い影響が生じる可能性があることを認識しております。例えば、夜遅い時間帯に動画視聴やゲームをするなどして朝起きづらいことがある、友達とのSNSでのやり取りによりトラブルが生じ、人間関係に影響することがあるなどの実態が見られる子どももおります。このため、本町では幼小中連携教育の校区研究会において、生活習慣づくりを共通のテーマの1つとして協議を行い、特に子どもたちとメディアの関係について実態把握に努めております。また、生活習慣元気アップウィークと称した取組を実施し、生活習慣全般の点検と併せて、メディアコントロールの実践を促しております。さらに、家庭におけるメディア利用のルールについて親子で話し合うことの重要性を周知するなど、啓発活動にも取り組んでいるところでございます。

次に、ICT教育が学力や子どもの発達に及ぼす影響についてでございますが、適切に活用することで、個別最適な学びや協働的な学びの充実、情報活用能力の育成などの効果が期待されております。一方で、ICTの活用方法や使用時間など適切でない活用は、視力や睡眠をはじめとする身体面への影響や、集中力、対面のコミュニケーション

などへの影響を懸念する指摘もございます。そのため、ICT機器の使用は学習効果を高める観点と併せて、健康面にも配慮した活用方法や指導の工夫が重要であると認識しております。併せて、家庭での利用状況も密接に関係することから、適切な使用時間や生活習慣のあり方について家庭と連携して取り組む必要がございます。

教育委員会としましては、今後もICT活用のあり方について継続的に検証を行い、教育効果と子どもの健やかな成長の両立を図りながら、適切な活用に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） ICTの活用のメリットは確かにあると思います。こういう時代ですので、ICTの機器なしに生活ができない状況です。ただ、家庭に帰ったときに、私もある方に聞いたら、もういつもスマホ見て、あるいはゲームしていると。大丈夫ですかという話は聞いたことがあります。当然、眼も悪くなるのではないかと思います。以前、私も、子どもの時分は、家へ帰ったらもう外で暗くなるまで遊んでましたので、そのことを思えば、子どもに対する影響とかそういうなんが出るのではないのかなという不安はありますね。その辺、先ほど学校教育課長の方から答弁ありましたように、家庭でのそういうICTの活用について、いろんな意味で健康に被害、阻害される点があるやにですけれども、もう少しその辺の実態調査をしてもらっていると思いますけれども、もう少し考えてもらったらどうかなというのが1つです。

それから、あと5分しかないですが、もうついでに再質問します。あと、個人情報の関係、私どうかなと思うんです。私も、ICT、通信の仕事をやってましたんですけども、これサーバーにアクセスしますよね、学習端末から。そうすると、おそらくこのログが、例えば認証ログとか、それからアクセスログとか、それから通信ログいうて、これはそういうログがサーバーとかに残る可能性があると思うんですよ。その辺のところが個人の情報が、これ多賀町だけの話ではないです。大きな話ですので、何かそういう個人情報の関係で大丈夫かなということを私は考えました。これ、例えばログは見に行くこともできるんです。いつどこで誰がどういうところにアクセスしたかとか、そういうことが、どこのサーバー使っているか分かりませんが、その辺のところがちょっと心配ですので、もしその点でそういうことが何か言われているのかも含めて答弁を、もし分かればお願いしたいと思います。

○議長（富永勉君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） 今の再質問にお答えをいたします。

2点あったかと思いますが、家庭での使い方について実態調査を今後も考えていってはどうかということですが、それにつきましてはおっしゃるとおりでございます。先ほど答弁でも申し上げましたように、幼小中連携教育生活習慣づくり委員会の中で、各校園での子どもの様子、そしてメディアの活用について実態を交流するとともに、元気アップウィーク週間の取組についても保護者のご意見等も聞きながら、そういった

ことも交流をしております。その中で、やはり先ほど議員おっしゃったように、様々な睡眠への悪影響であるとか、長時間利用についても課題が出てきておりますので、引き続いてそういった実態調査をしながら、発達段階に応じてどのように働きかけていくと良いのかということを探っていきたいと思っております。

2点目の個人情報の取扱いにつきましては、本当にそういったことがどんどんと心配になってくるご時世でございます。今回、タブレットを活用してから、そういったことで何か大きな問題があったということは特には聞いておりません。ただ、今回 iPad に替えるに当たりまして、一人一人のアカウントにつきましても、きちんと保護者の同意を得てそれを管理していくということが求められておりますので、子どもや保護者にその取扱いにつきましても周知をしながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） あと、デジタル教科書というのは使ってるんですか。ちょっと分からんけども、デジタル教科書を使う予定があるんかどうか。これ、デジタル教科書は外国でも一旦取りやめているところがありますけれども、これは多賀町はその点の考え方はどうなんですか。ついでというか、聞かせてもらいますので、よろしくお願ひします。

○議長（富永勉君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） デジタル教科書につきましては、今、国の方で研究が進められている中で、小中共に英語は活用を進めております。あと、算数、数学を活用していた時期もございましたが、そのときの効果等を鑑みまして、今のところ多賀町では英語をデジタル教科書として活用しているところでございます。英語は、やはりリスニングとかスピーキングとかについて、やっぱり個別の学習が効果的にできますので、よりよい使い方を学校で進めていただいております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 今、デジタルは英語を使っているということですけど、いろいろ問題も出てくるところもありますが、紙の教科書もやっぱり必要ですので、当然ですけども、やっぱり文章、デジタル教科書は確かに便利は便利ですけども、いろいろ問題があるやには聞いて、ヨーロッパのどこか知りませんが、一旦デジタル教科書を採用したけども、これはちょっと教育効果が上がらへんということで紙の教科書に切り替えたという事例もありますので、採用されるに当たっては当然されると思いますが、慎重に対応していただいて、いかに教育効果を上げてもらえるか、子どもに対する学習能力が高まるのかという観点で、採用も含め考えていただきたいということをお願いしたいと思います。もし答弁がありましたらお願いします。

○議長（富永勉君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） デジタル教科書につきましては、今、議員がおっしゃるとおりで、やはりデジタル教科書のみの活用というのは、学習効果を考えたときにまだまだ研究が必要なことではございます。やはり、学習を振り返ったり、前のページに戻ったり見直しを持ったりする際に、紙の方が有効な場面もございます。また、先ほど議員がおっしゃったような健康への影響ということもございます。ですので、両方活用するということが今後考えられるかと思いますし、導入についてはやはり慎重にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 青木教育長。

○教育長（青木靖夫君） 私の方から若干補足をさせていただきたいと思えます。

デジタル教科書については、小中学校の全国の校長会の方から、デジタルと紙の併用が望ましいという要望も出されておりますので、どちらかを使うということではなくて併用もありうるということで、もう少し国の方でも調査研究をしながら、導入に関しては慎重に進めていくと思えますので、多賀町につきましても同様にしていきたいというふうに思っております。ただ、私、学校へ行きまして、教師用のデジタル教科書を使っている様子を見たんですけども、教師用については使い方次第で非常に有効な部分もございますので、その辺のところも見ていきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと戻るんですけども、2つ目の再質問の個人情報、セキュリティーに関してですけども、iPadを導入しまして、管理ソフトは内田洋行のL-Gateというものを導入いたしました。ほかにも授業支援ソフトでロイロノート、それからデジタルドリルも導入いたしましたけども、全て一括でL-Gateでセキュリティー管理をしていく予定ですので、現在もうやっておりますけども、さらにセキュリティーは高まるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○8番（山口久男君） これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（富永勉君） 次に、5番、木下茂樹議員の質問を許します。

5番、木下茂樹議員。

〔5番議員 木下茂樹君 登壇〕

○5番（木下茂樹君） 5番、木下です。議長の許可を得ましたので、3月議会の質問をさせていただきます。

まず大きな1点目、家庭系ごみの減量計画は。

家庭系で排出されるごみの排出量削減は、当町にとっても広域行政組合の費用負担額においても喫緊の課題であります。物価高騰からの地域生活格差などから、消費行動の変化、新型コロナの影響で、消費者の購入量、購買行動にも変化が生じています。新型

コロナ発生前の平成31年度と、沈静化してきた令和6年度の家庭系収集量と持込み量の家庭系総排出量の対比ですが、下の表を見ていただきましたらいいんですが、可燃ごみにつきましては、平成31年総排出量は1,076.45t、令和6年度は1,027.27tで、対比としては95.4%になります。49.18tの減少で約4.6%の減少となっております。湖東広域衛生管理組合リバースセンターへの排出量の減少は、当町だけではなく他町も、数量の違いはあるものの同様の減少傾向でもあります。また、次に、不燃ごみや資源ごみについても、平成31年と令和6年度の対比をしております。概略分類となりますが、顕著な変動はなく推移していると思われます。上記の数値変動、減少傾向は、ごみ減量化の推進影響ではなく、他町においても多少の差はあるものの同様の傾向から、消費行動の変化と新型コロナの影響であろうと推測されます。

そこで、減量施策となる当町の対応であります。令和7年広報たがのごみに関する掲載記事は11件ありました。お知らせが6回、案内が3回、報告、活動が2回と思われます。記事の、「ごみ減量してSDGsに取り組もう」、「リチウム蓄電池の分別徹底」は減量の推進、危険啓発ですが、ほかに減量の誘因内容にはなっていないと思われます。令和6年度に収集、回収された当町のごみ排出量やリサイクルに関する情報は、町広報には掲載がありません。令和8年度は新型コロナの影響もほぼ脱し、資源化、減量に向けた施策を実践する時期にすべきと思われます。

数年来の住宅地開発で多くの方々が当町に移住されてきています。愛荘、犬上郡以外からの移住もあり、可燃ごみの処理法や、不燃ごみが収集されてどこでどのように処理されているのかを知らない町民も増えてきています。処理施設の視察や減量の手法の講演会、集落・自治会座談会、先進地への視察など、積極的な行動、施策をすべき時期ではないかと思われます。事例として、マイバッグ作成、先進地視察など、協議会などを通じた特徴ある施策が実施、検討されていきました。

環境経済学での課徴金と報奨金理論による組合せの施策が必要と思われます。ただ、「協力してください。よろしくお願ひします」だけでは長続きはしません。回収量や協力者に応じた地域に、報奨に当たる行動の御礼などが、継続となる基礎、地盤となります。他市町にはない発想で資源化を一層推進して、最終処分となる処理施設への負荷軽減、当町の負担額軽減を目指して、分別指導や減量によるメリットなど、令和8年度以降の減量化対策と施策を問います。

そこで、以下について答弁を求めます。

- 1点目、分別・減量の令和8年度以降の指標は。
- 2点目、資源化へのトレードオフ対策は。
- 3点目、資源化と可燃・不燃の分別指導は。
- 4点目、処理施設の視察・研修の開催計画は。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 木下議員のご質問、家庭系ごみの減量計画はについてお答えいたします。

1点目の分別・減量の令和8年度以降の指標はについてであります、既に公表しております令和4年3月を始期とする第2期多賀町環境基本計画において、目指すべき10年後の姿として、可燃ごみは町民1人当たりのごみの排出量日400gを日334gに減量することを指標としております。

次に、2点目の資源化へのトレードオフ対策はについてであります、まずトレードオフとは目的を達成するために別の目的を犠牲にする関係、この関係に対し、利点と欠点を考慮して適切な決定を行うことを対策としてご質問いただいているものと推測します。ご質問では、資源化に着眼されてのことですので、多賀町においては環境への貢献、限られた資源への利活用を目的として分別回収に取り組み、必然と行政コストがかかるものの、地域住民の皆様のご理解とご協力を得られていることが、その対策と考えております。

次に、3点目の資源化と可燃・不燃の分別指導はについてであります、指導という考えではなく、適切にごみを出していただくために、既にスマートフォンでのLINE TAGA TOWNでごみの分別方法を検索する運用を行っており、従来どおり紙媒体でのごみの分別区分と出し方の冊子の更新を進めております。また、議員のお手元に届いております令和8年度予算の概要でもお示ししておりますが、分別の具現化として、各自治会にある資源ごみステーションで、新たに小型家電と純鉄製品の分別回収、また段ボールコンポストの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に4点目の、処理施設の視察・研修の開催計画はについてであります、貴重なご意見と承り、処理施設であるリバースセンターとの調整をさせていただきます。なお、実施に至ったときには、議員におかれましてはぜひともご参加いただくとともに、議員のお知り合い、お近くの皆様にもご参加いただくように強い働きかけをお願いしたいところでございます。

議員ご質問の家庭系ごみの減量計画はについての答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。分別・減量の令和8年度以降に関しましては、先ほど課長ありましたように、減量で1日334gという形で推進していくということですが、それに向かうための何か施策といいますか、これをしたら334gになるというアイデアがありましたらお聞きしたいんですが。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） お答えいたします。

ちなみに補足とさせていただきます。令和6年度の1人当たりの年間可燃ごみの排出量は140.7kgとなっております。これ、先ほど申し上げました目標、指標、これはまたキログラムに換算、また年間365日で乗じますと121.91g、約18kgがま

だ未達というような状況でございます。この点を受けまして、先ほども大谷議員からご質問にありました、従来どおりのひと絞り運動ならびに、またコンポストを使ったような減量というのも1つのツールとして積極的に考えさせていただきたいところでございます。議員ご質問の要旨にもありました、広報啓発、周知の方がおろそかであるということも念頭に置きまして、今後、周知啓発には努めさせていただきます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 課長、もう少し踏み込んで、その減量していく目標に対する何か、ひと絞りだけではなくて、もう一つ何かアイデアといいますか、それがありましたらお聞かせ願いたいんですが。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 塵芥処理費、今の家庭から搬出されるごみのこともございます。また相対的には資源化というような話もございます。これ、両方の面で令和8年度以降から開始させていただきますのが新たな分別方法等でございます。先ほどの話に戻させていただいて、家庭から出るごみについては大谷議員からも建設的なお話を頂いておりますので、今後十分に積極的に検討させていただくつもりでございます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。15年ぐらい前になるんですけども、その当時、多賀町ごみ減量化推進協議会というのがありまして、このようなマイバッグを作成されて、私も常に車に乗せて買物させていただいてんですけども、多賀町民も世帯数も大分変わってきたので、今後またこのマイバッグを作ってレジ袋の削減、そういうふうなものにも取り組んでもらえるという可能性はないでしょうか。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

おそらく、今お示ししていただいたマイバッグ、そちらについては当時まだレジ袋が頻繁に出ていた時代だと思います。そのような中で先駆けて啓発という形で取り組まれたことと認識します。ただ、今般、どこの店舗に行かれてもレジ袋についても有料ということで、社会的にも既にそのような形ができているような中で、また新たにマイバッグ等を作るのはいかなものかと考えるところでございます。まず啓発をしながら、やはりそちらの方を個々で考えていただくことが基軸にあるとは思いますが。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。たしか、このバッグは久保町長になられたときに作られたんじゃないかなというふうに記憶してるんですけども、そうじゃありませんか。ちょっと余談になりました。申し訳ございません。

次、2点目の資源化へのトレードオフについてですけども、一口に言ってしまうと、やっぱり一方が減らすと一方が増えていく、その感じで資源化をしていっても、資源化にすることによって、資源化されたところの方は資源化の量が増えるという形になって、

その対応という形にもなりますので、その辺においてのトレードオフというふうには私は解釈しておりました。トレードオフにしまして、例えば資源化を増やしていくと、やはり収集とか保管を委託していかなければならない。そうなってくると、それに対するコストも増えてくるというふうに思いますので、その点、課長はどのように解釈されるでしょうか。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 先ほど答弁させていただいたところでございます。まず今のご質問の中で、資源化として搬出先の方というようなお話がございましたが、資源化ということは次のリサイクルというようなことが次の展開でございます。その点について、資源化として回収する業者がそこをデメリットに思われているのかどうか、私には感じ取れないところでございます。また、先ほど答弁させていただきましたとおり、分別をすることで収集運搬等の行政コストがかかりはしますが、やはりその点については町の方針として資源化に取り組むということでご理解いただきたいところでございます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 次に3点目に入りますけども、資源化と可燃・不燃の分別指導という項目なんですけども、適切なおみの分別という形で課長からの回答を得たんですけども、多様化する分別、資源化への説明会や実地研修会も必要ではないかというふうに思いますけども、その点、そういうふうな予定はされる方向性でしょうか。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） お答えいたします。

従来ですと、生涯学習課の方に情報発信させていただいております出前講座の中で、ごみの出し方、分別等についての講座を設けさせていただいております。ただし、こちらの方を活用していただいている自治会、団体等は希少であるということは認識しておりますので、またこちらについても何らか情報を発信するような形で職員の方が赴き、いろいろとお話をさせていただきたいところでございます。この議会を通じて多くの方がお聞きいただいているというところで、ぜひともご利用の方をお願いしたいところです。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 減量化の中で、私も段ボールコンポストの講演に2回伺いました。ただ、減量のための段ボールコンポスト、非常に有効にも思うんですけども、参加されてる方は何もメリットがない、ただ先ほども言いましたけども、やはり何かプラスアルファのものがあればより一層普及するんでしょうが、ただ、協力してください、減量化してください、だけのアピールではなかなか長続きしないというふうにも思いますけども、その点どのように思われるんでしょうか。

○議長（富永勉君） 木下議員、質問はよう分かるんやけど、研修も何回かやっててくれるのを知っておられますよね。今年議員になったばかりじゃないし、2期も3期もしてるんやで、もうちょっと勉強してから質問していただいけませんか。

課長、答弁ありますか。できますか。

野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 今ご質問の中にありました段ボールコンポスト、こちら充実という形で、新たに令和8年度からもう一度充実させたいという考えを持っております。こちらにつきましては、ここ2年間、愛荘町の堆肥化の活動をされている地域おこし協力隊の方を講師にということで、そちらと協働という形でさせていただきました。ただ、実施につきましては愛荘町の方でさせていただいていたということで、ご参加される方が少ないというところで、今後令和8年度につきましては多賀町内での実施、また年2回の開催で計画しております。ただ、この年2回の計画が少ないのではないかと、いうまた新たなご質問を頂こうかと思いますが、実際に参加される方が同じ人であってはならない、広く多くの方にと、いうところの傾向を見定めながら回数の方は考えさせていただきます。また、こちらの方につきましては、従来、材料費相当分は参加費としていただいておりますが、本来、受講という形で受益の点で頂くものではございますが、ごみ減量の啓発として無償での枠組みで取組をさせていただければと考えているところでございます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） それでは、先ほどの4点目になりますけども、課長の方からもリバースセンターとかそのほかの施設も見学する計画を持っているというふうなお考えがありましたので、ぜひとも多くの方が参加できるような案内をしていただけて、少しでも多くの方々が、今の可燃ごみの処理方法だとか減量の施策等を学んでいただけたらというふうに思っております。ぜひとも私も参加させていただきたいと思っておりますので、一層の啓発運動をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。森林明確化事業の進捗状況は。

放置林境界明確化事業が平成25年から始まり、15年が経過しています。進捗度が進んでいるとは思えないと感じております。事業は集落の要望から集落単位で取り組み、適正な森林整備の推進を図るための事業であると理解しております。

森林環境譲与税の活用で令和7年度は287万円の予算計上でありましたが、令和8年度は1,148万円と大幅な増額の計上となり、遅れていた事業の推移が前進されると願うところでございます。環境明確化事業の調査、確認に現地へ出向こうとしても、私有地の所有者の高齢から、境界の確認に現地へ同行することすら困難な状況になっております。また、後継者がいても、山林の維持、管理作業もしたこともない、山林へ出向いたこともない所有者がほとんどであるというのが実情でもあります。進捗率のスピードアップをしないと、ますます境界が不確実になり、事業の遅延と不確定林が増加する原因になります。事業の調査、確認を1年でも早く締結しないと、現状でも境界地確認に行くのが困難であるのに、ますます確定作業が遅れる状況となり、事業が成り立たなくなるのではないかと考えられます。令和8年度は放置林境界明確化事業に手を挙げら

れておられない集落へ、早期に実施に向けた説明会などを開催し、今後の事業スピードアップを目指していただきたいと思います。過疎化、高齢化で山間地の集落維持すら困難な状況になっている現状に、早期の対応、事業の推進を願うところです。

そこで、一層の進捗率向上を目指すためにも、速やかな実施を願うとともに、以下について答弁を求めます。

現状進捗状況と実施済み状況は。

2点目、近隣他市町の進捗状況は。

3点目、何年後までに事業完了を目指すのか。

4点目、未申請集落へのアプローチは。

以上です。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 木下議員のご質問、森林明確化事業の進捗状況はについてお答えいたします。

1点目の現状進捗状況と実施済み状況はについてであります。多賀町での放置林防止対策境界明確化事業は、平成25年度から栗栖区、楯崎区、大杉区、入谷区、南後谷区、杉区で取組が進められ、現在、佐目区が継続、新たに萱原区が説明会を開催するなどして、合意形成を図られているところでございます。実施状況につきましては令和6年までの実績となりますが、総面積442.84haであります。

次に、2点目の近隣他市町の進捗状況はについてであります。湖東地域1市、多賀町を除くほか3町の進捗状況は、彦根市で25ha、愛荘町で15ha、豊郷町と甲良町はまだ取組がないと伺っております。各自治体の実施計画、それぞれの実情、方針で進められているものであり、お答えの方は控えさせていただきます。

次に3点目の何年後までに事業完了を目指すのかについてであります。現状、地域自治会主体での事業に対し、町より放置林防止対策境界明確化事業補助金としてご支援をさせていただき事業を進めてまいりましたが、令和8年度予算の概要でもお示ししておりますとおり、新たに森林経営管理制度実施計画を策定し、この計画に基づき、町が今後積極的に関わりを持って事業を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、森林は個人の財産であり、町行政が強制して進められるものではなく、地域の関係者や森林所有者のご意向、また事業を進めていくには合意形成が不可欠であります。この点については、それぞれの実情やお考えがあり、また容易なものではないと承知しておりますので、計画で一定の目標年度を定めることは可能であっても、事業完了年度を設定することはいかなるものかと考えます。

最後に4点目の未申請集落へのアプローチはについてであります。先ほど答弁させていただきましたとおり、森林境界明確化事業は地域の関係者や森林所有者のご意向が不可欠であります。しかしながら、所有される森林の場所を明確に把握されていない森

林所有者の方も多く、森林への関心が希薄となっている実状の中で、いかに関心を高めただけなのかがアプローチ、働きかけの前段にあり、その仕組みづくりが必要であります。そこで、議員もご参加されました多賀町林業振興連絡協議会でもご説明をさせていただいたスキーム、航空レーザー計測を用いて森林資源を正確に把握し、伐採計画を立案、この計画地を公図と照合し境界を定め、計画的な搬出などにつなげる、そのようなことで山林所有者にとっては何らかの恩恵、受益が生まれるのであれば、関心を持っていただけるのではと考えております。このスキームは、重ねてとなりますが、新たに取り組む森林経営管理制度実施計画においても検討するもので、実施計画を作成した後、各地域、各自治会に情報の提供や働きかけをさせていただき、森林境界明確化事業を進めるとともに、多賀町が長年目指しております健全な森林づくりにご理解とご協力も併せて求めてまいりたいと考えております。

議員ご質問の森林明確化事業の進捗状況はについての答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。思わぬ、より一層進んでいるというの納得する面があるんですけども、まだまだ進み方が非常に鈍いように思います。やはり先ほども言いましたように、高齢化、過疎化の中で境が分からない、分かりにくいという現状がありますので、1年でも早く進めていただきたい。そのためには、令和8年度には大きな予算も取っていただいて進捗が進むように思ってるんですけども、まだまだ遅いと思いますので、ぜひとも、何回も言うようですけども、早く進むように一層のご尽力を賜りたいというふうに思います。

それと、近隣の関係ですけども、山林面積が少ない市町もありますので、彦根市が25haと言われましたけども、彦根市もちょっと相当遅いのかなと思いますけども、本町においては442haということでしたので、他の市町はより一層遅れているから、本町だけに特化した状況でしていただきたいというふうに思っております。

令和3年の6月に、私もこれも同様の質問をさせていただいたんですが、そのときからやっと進んできたように思います。ぜひともこの流れを環境譲与税の費用を最大限に生かしていただいて、一層進めていただきたいと思いますけども、その点、今後まだ増額して進捗していただける予定でしょうか。

○議長（富永勉君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） お答えいたします。

若干、今の点についてご説明を補足させていただきたいところでございます。令和8年度以降、取組をされますのは、現在、2自治会と伺っております。そちらの方の自主取組につきましては、先ほどの当初予算で見させていただいているのは実質158万円でございます。大きく990万円をかけて森林経営管理制度実施計画策定業務に対する委託料がそこがございます。予算書の方でも示させていただいております。まずはこの森林経営管理制度実施計画を策定後に、これからその成果物を持って、その素材を持っ

て、先ほど高齢者等々のお話がありましたが、これも議員もお知りおきを受けていただきました航空レーザ計測、これは現地に赴かずとも机上でそのような合意形成を図っていきましようということでございます。いろいろな多方面からのアクションをかけながら、今後、取組をしていただける自治会の方が増えていただけるように働きかけをさせていただきます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。ただ、まだ今、手を挙げておられない集落、自治会もあろうかと思えますけども、ぜひとも全集落が手を挙げていただいて、多賀町全域が明確化事業完了というふうにしていただけますように尽力していただきたいと思えます。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富永勉君） 木下議員、最初のごみの問題やけども、広域行政組合の費用負担が喫緊の課題と述べられていますけど、もうこれは広域行政組合経費は可決しているんですよ。多賀町だけの問題じゃないんですよ。甲良町にも豊郷町にも愛荘町にも彦根市も広報が行くんですよ。行政組合委員がいたとき、どのように感じられるか。私も広域行政組合の副議長をしてるんですよ。立場は何もありませんよ。このことは絶対に載せないでください。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で2時30分とします。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、川岸真喜議員の質問を許します。

6番、川岸真喜議員。

〔6番議員 川岸真喜君 登壇〕

○6番（川岸真喜君） 議長の許可を頂きましたので、私は今定例会におきまして2つの質問をさせていただきます。

それではまず1つ目が、集落の公共用施設の今後はと題しまして質問させていただきます。

私は、昨年9月定例会に引き続き、集落への指定管理の問題について質問をいたします。今回の3月定例議会には22の公の施設について、集落への指定管理の更新が提案されました。初日の本会議において可決したところです。例えば、川相消防センターはじめ4つの消防センターは、指定期間10年で当該集落へ指定管理されています。また、多賀福祉会館はじめ18の施設については、指定期間5年で当該集落へ指定管理されています。また、2つの公園、そしてもんぜん亭につきましては、指定期間1年から3

年でシルバー人材センターに指定管理されているということになっております。また、その一方で、5つの施設につきましては、集落のご意思もあり、更新をしないという説明がありました。これらの公共用施設については、長年、集落へ指定管理がなされてきました。行政目的を達成するためや集落の活性化に寄与することを目的に建てられたものでもあります。更新しないことについては、人口減少や将来の財政負担を見越しての苦渋の決断であろうと想像します。集落にとっては、主たる公民館とは別の第2、第3の公民館的な建物であろうと推察しております。そこで、次に細かく5つの質問をさせていただきます。

1つ目は、事前のアンケート、集落へのアンケートで見えてきた集落から示された問題点はどのようなものかお聞きします。

2つ目、この指定管理の問題については、担当者の説明を何度もいろんな機会に聞きましたけれども、集落へいずれ引き渡す予定であったとの見解をよく耳にしました。確かに集落専用の建物として建てられ機能してきたとは思いますが、引き渡すということの意味についてお聞きします。譲渡の意味なのか、そうだとすれば、もともと自治会は社団であり、法人格がないために不動産は所有できません。集落名義で登記ができないという意味であります。多賀町名義では登記ができます。そういった不動産の仕組みの中でどのような引渡しを考えておられたのかお聞きします。

3つ目は、集落の公の施設は多賀町名義で登記されているのか。また、未登記の建物はないか。また、建物の下にあるその土地の名義はどうなっているのかお聞きします。

4つ目、今後についてお聞きします。今後も集落の人口減少により更新しない建物が出てくる可能性があります。使用しなくなった建物についてはどのようにしていくのか、直営にして管理を委託するのか、用途廃止の手続をするのか、普通財産にして処分をしたり、民間へ貸出し、あるいは売却という道筋もありますが、どのように考えておられるのかお聞きします。

また5つ目、行政財産台帳に載っているものもあるのかお聞きします。また、今後こういった集落内の公の施設については、今後この台帳に載せるという考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 川岸議員の集落の公共用施設の今後についてはお答えいたします。

1点目のご質問、事前のアンケートで見えてきた集落から示された問題点はどのようなものかにつきましては、昨年11月に指定管理者となられている集落に対し、対象施設の集落への譲渡についての意向調査を実施しており、全ての施設に対して回答を頂きました。その結果、ほとんどの施設で築年数が経過していることや、人口減少や高齢化が進み、設置時期とは集落の状況も変化し、施設の活用状況にも影響していることや、

施設の老朽化による改修費用もしくは撤去費用を負担できないとのご意見を頂いており、集落への譲渡には難色を示される意見が多く見られました。

2点目のご質問、集落の公共用施設を法人格を持たない集落にどのように引き渡すのかという質問と、3点目のご質問の集落の公共用施設ならびに土地の登記状況はどうなっているのかにつきましては、関連いたしますのでまとめて答弁させていただきます。川岸議員がご指摘されておられるとおり、集落は法人格を持たない組織であり、資産の登記はできません。しかし、必要条件を整えることで、認可地縁団体として法人格の取得が可能となる制度があり、本町におきましても3集落が取得しておられます。とは言うものの、本制度が急速に普及する状況ではなく、現在、各集落で設置、管理されている集会所や草の根ハウス等のほとんどは未登記であり、そのほかに僅かですが個人名義で登記されている場合もございます。そして、土地に関してはほとんどが町名義になっており、同じく少数の個人名義で登記されているところもございます。このような状況から、集落へ譲渡させていただく場合も、認可地縁団体以外の集落へは登記を町名義としたままでの引渡しをやむなしと考えております。

4点目のご質問、使用しなくなった建物についてはどうしていくのかにつきましては、意向調査で、活用していない施設であるとの回答を頂いた施設が5つあり、次年度以降に指定管理施設としての継続は行いませんが、用途を変えて活用できる可能性を検討していきたいと考えております。ただ、老朽化により使用が困難な施設につきましては、撤去しなければならないと考えているところでございます。

5点目のご質問の行政財産台帳に載っているものもあるのか、また今後載せるのかにつきましては、確認させていただきましたが、ほんの一部は台帳に記載されておりますが、多くは未記載となっているため、それぞれ所管課と共有をさせていただきます、台帳への記載は、今後、集落とのお話の中で検討する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。アンケートで見えてきた問題というのは、ほぼ全ての施設で譲渡には難色を示されているという回答が今あったかと思うんですけども、大きな集落と、大きな集落というのは人口が多い集落と小さな集落、人口が減少してきている集落とでは、1人当たりの負担額に直すと、やはり負担感も違いますし、その将来への不安、ストレス、そういったものも差があると思います。また、災害時の避難場所になっている施設もありますし、選挙のときの投票所になっている建物もあろうかと思えます。

今回、集落向けの契約が5年の契約というふうになっております。10年でも構わないですよという集落もあったのか、5年でも長いなという集落があるのか。消防施設は10年ということで契約されてますし、公民館的なものは5年、シルバー人材センター

には3年という契約になっております。この10年、5年、3年という区分の指定期間の裏にある意味というか思惑、そういったものはどういうものがあるのか。役場としての考えとか、集落とのやり取りの中でどういう考えがあるのかお聞きします。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、集落から事前に意向調査をさせていただいた回答の中で、我々の思いとして集落に施設を譲渡したいという意向を持っているということをお知らせした上でのアンケートの回答について、譲渡に無条件で納得していただいて譲渡もやむなしというふうにお返事いただいた集落、施設もたくさん、たくさんというか半分以下ですけども、いくつかはございます。ただ、集落によっては、やはり撤去のときとか最終処分の際に集落の費用が多額の費用がかかってしまうということを心配されている集落が多数ございます。引き受けると言っていたいただいた集落も、多分同じような思いは持たれているのではないかなということを思いますので、何も条件は付けられなかった集落につきましても、同じことについては集落と同じようにお話をさせていただいた上で、最終結論を出すべきではないかなと思っておりますので、快く譲渡に納得していただいた集落様にも一度は必ずお話をすべきと思っております。

あと、シルバー人材センターにつきましても集落とは違いますので、この意向調査もしておりませんし、もともと3年の契約を継続させていただいているような形でございますので、3年の意味というのが私もあまり分かってなくて申し訳ございません。

今回、総務課の消防施設とそれ以外の施設が10年と5年に分かれた経緯につきましては、総務課の所管は消防関係の施設、公共性の強い施設でありますので、総務課につきましても、その施設は今までもおり継続するという最終的な判断になりました。それ以外の18の施設につきましては、まず10年という継続をする選択肢もあったんですが、10年間かけて集落とお話し合いをするというのは、こちらの役場の担当も代わっていきますし、あまり長期間にこのような話をする、また趣旨がぼやけてしまう可能性もあるということで、まず5年という期間を設けさせていただいて、それで話がどうしてもまとまらない場合はまた次の期間というものを考えるべきで、3年ということも検討はしたんですが、3年では、もし譲渡するにしても何らかの手續、こちらの予算もいろいろある中で、そうするともう2年ぐらいで話をまとめなければならないようなことになりますので、5年が一番適当じゃないかなということで、関係課と話し合いをしまして、5年にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） ありがとうございます。今回、指定管理に至らなかった5つの建物についてお伺いしますが、災害時の避難、あるいは選挙関係、その他の行政目的を達成する上で影響はないのか、お伺いします。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりで、避難所となっておりますのは大君ケ畑の体育館でございます。ところが、今、実態としましては、集落にお聞きしましても、体育館に避難するほどの戸数が今、大君ケ畑にはない。それと、もう非常に使いにくい体育館ということなんで、1泊とかになったときでも集会所がありますので、集会所の方が、今の軒数から言えば便利であるということもおっしゃっておられました。防災担当の総務課とも相談をさせていただきまして、避難所の変更というのは可能であるというふうに回答を頂いておりますので、今回、大君ケ畑の体育館につきましては、避難所を変更した上で施設の更新は行わないという形にさせていただいております。あと、そのほかにも大君ケ畑関係の施設で3つ、富之尾の生活改善センターが1つという形になっております。富之尾の生活改善センターは、非常にもう老朽化が進んでおりまして使える状態ではないというご回答を頂きましたので、こちらにつきましては、もう利用していただくことも、ほかの選択肢も難しいんじゃないかなと思っております。大君ケ畑につきましては、まだ使い道はあるのかなと思っております。ただ、場所が大君ケ畑ですので、再利用していただくにしても、集落以外で活用というのは難しいかも分かりませんが、今後、集落とお話をさせていただき予定をしております。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 質問の2つ目のところで、譲渡の意味、譲渡の形式的な意味の話なんですけども、3つの集落は認可地縁団体という法人格なんですけど、法人格をお持ちで登記もできますし、しっかりと法的に所有できる立場にあるのは3つの集落だけという答弁を頂いております。この自治会というのは権利能力なき社団という分類になりまして、単なる人の集まりでしかないということで、例えば野球部とか同窓会とかそういった人の集まりと同じなんですけど、銀行口座は作れるんですけど不動産は所有できないという立場にありまして、そういったところに譲渡ということは、その使う権利を脅かさない、誰も邪魔できない状態で使っていただくという意味だと思うんですけど、形式的にはどういった契約になるのかなと非常に気になるんですけど、例えば使用してもいいですよという契約を交わすのか、もう契約とかそんなはなしでもう口約束みたいなものなのか、どういった譲渡の形、どんなイメージを持てばいいのかお聞きします。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えさせていただきます。

川岸議員からお話がありました集落が持たれている、もともと集落で設置された施設というものも同じような状況になっております。一番登記をしていない施設というのは、施設としてはリスクを背負います。町名義で登記をしてあれば、その点につきましては、町が無謀なことはしないというところで、一定安定をするという意味で、土地についても一旦、町の名義にしていると。ただ、財産の本質的な部分は集落のものであるという中

で、町の名義としているものです。もう一つ非常によろしくないというのは個人名義で、集落のどなたかの個人名義というケースだと思います。それは、相続の関係とか、誰かに売買とか差押えとか、そういうようなことが個人的な資産として行われてしまう可能性があって、そういう状態は非常に危険な状態かなと思われま。ですので、今回、町が譲渡を考えている施設は全て町の名義というものになっております。ですので、相手が認可地縁団体でない以上は登記というものは変えられない。ところが、集落の財産として今後管理していただきたいということをする場合は、協定なり覚書なりは必要かなとは思っておりますので、何らかのそういう書面を交わして集落の資産として今後は管理していただくという形を考えております。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 集落の負担、5年間経ったときに集落では維持が難しいという状態の建物が出てきたとして、しかし町としては行政目的を達成するためにはその建物は必要だと、例えば避難所、選挙の投票所、そういった多賀町行政としては必要だけど集落では難しいという建物が出てきた場合はどういうふうに管理をしていくのか、管理をお願いするのか、直営にするのか、それについてちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

集落によっては、この指定管理の施設以外に集落独自の草の根ハウスなり公民館を持たれている集落もございます。ですので、便宜上、町が持っている施設、町が指定管理出している施設の方が町としては活用させていただきやすいというのもあって、選挙の投票所とかも積極的に使っているかと思えます。ですが、今後そういう施設がなくなっていくということにつきましては、その状況がまた発生しましたら、次、投票所をどうするかという問題は考えなければならないと思いますが、それが原因で集落に譲渡すべき施設と思っているものを渡さないということはまた違うんではないかなと思っております。集落の施設であっても、こちらは選挙の投票所としては使用料を払わせていただいで使わせていただくということは、ほかの草の根ハウスとかでも考えられることですので、その施設がある限りは問題ないのではないかなと思っております。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 5年後に、集落内であってもちょっと維持管理が難しいと、指定管理が難しくなった建物で、行政としては使わなければいけないとなった場合には、直営あるいは管理委託、そういった形で維持していくのかという質問をさせていただいたんですけど。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 質問に対する答えになってませんでした。申し訳ありません。今回、譲渡を考えている施設につきましては、集落が集落活動の中で使っていただいている施設という判断をしております。町が設置させていただいて、町として公共用施設

として活用していただくという意味合いではなく、集落が集落の持ち物として使っただけの施設という施設に限って譲渡を考えさせていただきたいと思っております。ですので、今のこの18の施設の中には、お話し合いをしていく中で、指定管理という形を、管理する相手を変えたりとか、そういうことを考える必要がある施設も出てくるかもわかりません。ですので、5年間の間に各集落と今の施設の状況、あり方については確認をさせていただく中で方向を決めるべきかなと思っております。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） あと、認可地縁団体についてですけど、3つの集落があると。もし差し支えなかったらその3つ紹介していただきたいのと、今後その認可地縁団体化していく動きというか、町として認可地縁団体を推進していくのか、その辺り、お考えをお聞きします。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えさせていただきます。

私も今回ご質問いただいて、認可地縁団体とはどういうものかというのもいろいろ調べさせていただいたんですけども、確かに法人格を持つということはある意味強みというものはあるとは思いますが、ただ、多賀町の小さい集落とかも多い中で、どの集落もお金出して一旦認可を書類そろえて取るということは可能かもわかりませんが、維持をやっていただく必要もあります。それほど登記する資産がない集落であれば、もともと意味がなくなってしまうので、何が何でも全部認可地縁団体になってくださいというふうなことも町としては言えないかなと思っております。現在、3集落が認可地縁団体ですけど、差し支えないとは思いますが、南後谷と木曾と八重練、この3集落が認可地縁団体を取得されたというふうに確認しております。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） ありがとうございます。5つ目の行政財産台帳の問題ですけども、行政台帳に載せると普通財産にはできない、つまり売却とか賃貸とかそういった普通財産にできないという効果が発生するんですけど、この普通財産にできないようにすべきだと私も考えています。やはり転売とか売りに出すとか、そういった行政のもともと村の財産であったので、非常に残念なことだと、転売されて。どういった方が買われるか分からないということも、お金さえあれば買えるんだということになると、どんな方、それは売買は自由ですけども、そういった審査というか、それも大変なことです。いろんな問題が発生すると思います。できれば、行政財産として保存していただきたいというふうに思うんですけど、それについてはどのような考えというか、どういうケースが想定されるのかお聞きします。

○議長（富永勉君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただ今の再質問にお答えさせていただきます。

今回、集落と指定管理者、指定管理契約をしております施設につきましては、先ほど

も申しましたように、全て町の名義、登記をさせていただいている関係で、その辺は町の許可なしに転売というのはできない。また、行政財産台帳に載っていないというのは、実際この指定管理の施設のほとんどが載っていないです。先ほど申しあげました各集落で持たれている施設の、施設は未登記がほとんどですが、土地については町名義になっております。こちらにつきましても、本質は集落の財産ということで、こちらも台帳には載せていないというような性質のものになります。ですので、今回この行政財産台帳に載せることが後々の集落の活用、集落に譲渡するために足かせにならないければ、別に載せていくべきというふうに私も思いますけども、性質が集落のためにある施設というふうに位置付けて、今まで台帳に載せていないのではないかなというふうに想像されます。ほとんど、集落、現の施設については載っておりませんので、そういうことを考えますと、もう少しきちんと判断した上で、載せるのであれば載せていきたいというふうには思っております。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。以上で1つ目の質問を終わりますけれども、集落内の公の建物については、この5年の間に町のお立場というか方針、それから行政目的にかなうものなのか、集落の負担の軽減、この2つをやはりバランスを取っていただいて方向性を決めていただきたいというふうをお願いして、質問を終わりたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目はふるさと納税の使い道はということで、これまでもふるさと納税の使い方については、何に使われているのかの説明を求めてきました。今後も具体的な使い道の説明は求めていきたいとは思っております。事前に配られました予算の概要の27ページを見ますと、ふるさと納税の充当額が書かれております。また、予算書を見ましても、その充当額がその他財源というところに示されるようになりました。非常に見える化を進めていただいているというふうを受け取っておりまして、感謝しているところです。ただ、ふるさと納税の額が充てられていない分野もまだまだあるというふうに見受けられまして、そこで今日は育英資金のことについてちょっとお伺いしたいんですけども、この育英資金の基金にはふるさと納税の充当はされていないんですけど、この基金が3,000万円台になっておりまして、今の毎年の支給額の規模を考えてそれを続けていきますと、今後10年で基金が枯渇してしまうという現状があります。この厳しい生活を強いられているご家庭の教育資金を少しでも支えるという多賀町独自の制度であるというふうに評価しておりますし、制度存続のためにもふるさと納税を、この育英資金の基金の方に充ててはどうかというふうに思います。このふるさと納税の使い道の見える化にもつながるのではないかと思います。質問をさせていただきます。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 川岸議員のふるさと納税の使い道はについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、ふるさと納税につきましては、令和7年度の決算見込みでは約3億円のご寄付を見込んでおり、返礼品や諸経費を差し引いた2分の1の額約1億5,000万円を令和8年度の予算において各事業に充当させていただくということで、財源とさせていただき予算を組んでおります。使い道につきましては、寄付者にあらかじめ意向をお聞きしておりますので、その意向を尊重し、各事業に充当させていただいているということになっております。ご指摘いただきました今後につきましても、使い道、充当先事業については明らかにし、予算資料においても広報、ホームページで公表をしていきたいと考えておりますし、決算におきましても説明資料についても公表してまいりたいと考えております。

その上で、ご提案いただきました育英事業への充当についてでございますが、議員ご指摘のとおり、経済的に苦しいご家庭における高校生、大学生への教育資金の支援である育英事業の意義や、将来にわたっての事業の継続性を踏まえると、基金を安定的に確保し事業運営をしていくことは当然であると考えております。このことから、ふるさと納税の使い道として、育英基金への充当につきましては有効な手段の1つであると考えております。

一方、育英資金の運営につきましては、今年度の運営委員の皆様協議の中で、来年度からのいわゆる教育無償化の動きを見据え、高校生への給付額の見直しでありますとか、給付対象者についても議論がされ、基金の残高についても確認、議論をされていると聞いております。また、財源の一部であります配当金につきましても、財源としては一定程度見込めるということでございますので、見直し後の給付額の見込みと基金の残高を踏まえ、ふるさと納税による充当につきましては時期を見定めつつ、一般会計の財政状況も踏まえ対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。このふるさと納税の使い道につきましては、予算の概要の25ページに、令和8年度の総額1億5,000万円の使い道がずらっと書いてあります。例えば、保育所運営事業に1,000万円ですとか観光事業に400万円というふうに書かれているんですけども、この金額が実際に何に充てられているかという、これ見ただけではちょっと分からないので、人件費とか運営費のかなど想像するしか仕方がないんですけど、もう一步踏み込んだ表示というのは難しいのかどうか。また、国のガイドラインとかそういったところで、これ以上の説明はしてはいけないとか、そういう決まりがあるのかお伺いします。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） まず、ふるさと納税の見える化についての国のガイドラインということですが、そこはもう市町村の裁量に任されておりますので、一定のその基準というのはございません。今、事業に充てる形で見える化をしているんですけども、例えばその人件費にいくら充てたとか、物件費にいくら充てたとかというところまでの細かいところまでの充てるというところまでは正直難しいというか、もうちょっと事業を、例えば保育園の事業でしたら、保育園のこの事業をもう一つ細分化してこの事業に充てましたとかというところまでは細分化できると思うんですけども、誰の人件費がどこか、物件費の消耗品のここに充てましたとかというところまでの詳細のところまでは、実際その充て方にしても、担当にもそこまで細かく指示ができないというのがありますので、今のその事業のもう一つ下ぐらいの事業ぐらいの細分化までということ、そこが限界かなというふうに私も考えておりますので、その部分でご理解いただければと思いますし、またちょっといい充て方がご指摘いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。これ以上の見える化はなかなか厳しいんじゃないかという答弁だったかなと思うんですけども、視点を変えまして、まちづくり基金というところに寄付額の半分を積み立てるというやり方だと思うんですけど、この積み立てという行為の実務の実態についてお伺ひしたいんですけど、実際そのふるさと納税が入ってきて定期預金化しているのか、現金のままを次の年度に充てているのか。その定期預金にするにしても、定期預金にする期間というのは非常に短いのではないかなという気がするので、基金への積み立て行為というのは、定期預金なのか普通預金というか現金という規模なのか、そこをちょっと、積み立て実務の実態についてお伺ひしたいんですけど。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） スキームとしましては、令和7年度に頂いたご寄付については令和8年度の予算に充てるということになっておりますので、基本、定期にするにしても1年持ちませんので、普通の通帳に入れさせていただいて入れているという形になりますので、それと現年に充てるというやり方をしている市町村もあるんですけども、それですと寄付額が不透明でございますので、予算に届かなかった場合に予算が不足するという事態になりますので、多賀町の場合は一旦その年度で積み立てて、ご寄付いただいたものの半分を次の年度に充てるという確実性を予算としては取っているという形になりますので、置いても1年になりますので、定期にするか普通預金で置いとくかというところがあるんですけども、そこは会計管理者とも相談して、より実運用益が出る形での運用も考えていかないといけないのかなとは思いますが、最長置けても1年でするので、その辺を踏まえて定期にしていらないということでご理解いただければと思います。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） それ踏まえて育英基金の事業のことなんですけど、この基金は名誉町民の土田栄太郎氏が1億円を寄付されて、それを元手に昭和46年から給付型の奨学金ということで始まったんですけど、46年から55年経ちまして、今、3,000万円になっております。平均20名の方に、年間300万円規模で支給がされております。先ほど支給要件とか人数についても、教育委員会の方で特別の委員会がありますので、そちらでまた変更もあるのかと思いますけども、この場ではそういった要件については触れないようにして、財源の下支えというか、財源を支えていただきたいということで議論をさせていただきたいんですけど、毎年、基金の方に補助すると、充当すると、基金に直接ふるさと納税を充てるという方法もありますし、必要な支給額の方を見ていただくと、毎年の支給額の方を充当していただくという方法もあるかと思うんですけど、今日の時点で答弁を求めるのは難しいかもしれませんが、毎年の支給額でしたら充当も可能かなという印象を持ってるんですけど、いかがですかね。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 中期ですかね。育英資金というのは、その単年度単年度で事業が終わってはいけないと私は思っております、多賀に生まれて、高校生、大学生になられた方の教育を安定的に、経済的に苦しいご家庭ですけれども、支えていくという趣旨がずっと、それがご寄付を頂いた方の遺志も引き継ぐことになりますので、長期間それが続けられるように予算を確保していくという意味合いからいきますと、基金にある、今だったら300万円、年間支給があるんでしたら、その5年分ぐらいはずっと基金に貯めておいて、またそれが枯渇していったら補充していくやり方で、将来5年ぐらいを見据えて、その育英事業が継続できる形を見える化していくほうがよろしいのかなというふうに思いますし、今、幸い、多賀町は寄付を3億円頂いておりますけれども、あくまでご寄付ですので、極端な言い方をしますと、それが半分以下に落ち込むということも考えられますので、そういう意味では、ご寄付を頂いた額がちょっと多いとき、もしくは基金に積める状態になったときに、その基金の方に充当させていただいて、何年分かの奨学金の額を確保していく運用の方が私としては安定するのかなというふうに考えております。

○議長（富永勉君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） ありがとうございます。以上で質問を終わりますけども、やはり寄付された方の思い、最初の土田栄太郎氏の思いもありますし、そういった思いを考えると、やはり将来にずっと残すべき制度であるなというふうに思っております。何とかして基金が枯渇しない方法を考えていただきたい、そういったことを求めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富永勉君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の3月24日は午後1時30分に再開、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

本日はこれをもって散会します。

(午後 3時28分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員